



# 三重県公報

平成28年9月9日(金)

第 2834 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
<b>告 示</b>			
584	介護保険法の規定による居宅サービス事業者の指定	(長寿介護課)	2
585	介護保険法の規定による居宅介護支援事業者の指定	(同)	2
586	介護保険法の規定による介護予防サービス事業者の指定	(同)	2
587	介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者の廃止の届出	(同)	3
588	介護保険法の規定による指定居宅介護支援事業者の廃止の届出	(同)	3
589	介護保険法の規定による指定介護予防サービス事業者の廃止の届出	(同)	3
590	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定障害福祉サービス事業者の指定	(障がい福祉課)	4
591	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定障害福祉サービス事業者からの事業廃止の届出	(同)	4
592	大規模小売店舗立地法の規定による意見の概要	(中小企業・サービス産業振興課)	4
593	同件	(同)	5
594	道路の区域変更及びその関係図面の縦覧	(道路管理課)	5
595	道路の供用開始及びその関係図面の縦覧	(同)	6
<b>公 告</b>			
	三重県表彰規則の規定による表彰者	(総務課)	6
	同件	(スポーツ推進課)	6
	土地改良事業計画の変更認可	(農地調整課)	6
	同件	(同)	7
	都市計画の図書の写しの縦覧	(都市政策課)	7
	同件	(同)	7
	同件	(同)	7
<b>特 定 調 達 公 告</b>			
	一般競争入札を行う旨	(企業庁)	8
	同件	(同)	24
	落札者を決定した旨	(教育委員会)	40

## 告 示

## 三重県告示第 584 号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により、次のとおり居宅サービス事業者を指定しました。

平成28年9月9日

三重県知事 鈴木 英 敬

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者名	指 定 年 月 日	サービスの 種 類
2470102423	ヘルパーステーション 桑名陽だまりの丘	桑名市陽だまりの丘二丁目303番1	株式会社プレステージ ケア東海	平成28年 9月1日	訪問介護
2470205267	あみーごライフ四日市	四日市市波木町2040-6	株式会社センチュリー クリエイティブ	平成28年 9月1日	訪問介護
2470802527	訪問介護ステーション なごみ	伊勢市東大淀町字里中 242番地	にこ株式会社	平成28年 9月1日	訪問介護
2472801717	ヘルパーステーション まるみ	度会郡度会町田口548 番地1	合同会社ミック	平成28年 9月1日	訪問介護
2460190198	訪問看護ステーション なのはな	桑名市長島町松ヶ島 180番地4	株式会社リライアンス	平成28年 9月1日	訪問看護
2460290337	訪問看護ステーション デューン四日市	四日市市西浦1丁目10 番25号 マインドビル 5階	株式会社N・フィールド	平成28年 9月1日	訪問看護
2460290345	訪問看護ティーンダ パラギ	四日市市桜台本町62番 地	株式会社ティーンダ	平成28年 9月1日	訪問看護

## 三重県告示第 585 号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により、次のとおり居宅介護支援事業者を指定しました。

平成28年9月9日

三重県知事 鈴木 英 敬

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者名	指 定 年 月 日	サービスの 種 類
2470102449	居宅介護支援事業所 ケアサポート桑名陽だ まりの丘	桑名市陽だまりの丘二丁目303番1	株式会社プレステージ ケア東海	平成28年 9月1日	居宅介護支 援
2470205002	ケアプランサービスあ たたか	四日市市青葉町800番 地36	合同会社ソクミィ	平成28年 9月1日	居宅介護支 援

## 三重県告示第 586 号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により、次のとおり介護予防サービス事業者を指定しました。

平成28年9月9日

三重県知事 鈴木 英 敬

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者名	指 定 年 月 日	サービスの 種 類
2470102423	ヘルパーステーション 桑名陽だまりの丘	桑名市陽だまりの丘二丁目303番1	株式会社プレステージ ケア東海	平成28年 9月1日	介護予防訪 問介護
2470205267	あみーごライフ四日市	四日市市波木町2040-6	株式会社センチュリー クリエイティブ	平成28年 9月1日	介護予防訪 問介護
2470802527	訪問介護ステーション なごみ	伊勢市東大淀町字里中 242番地	にこ株式会社	平成28年 9月1日	介護予防訪 問介護

2472801717	ヘルパーステーション まるみ	度会郡度会町田口 548 番地 1	合同会社ミック	平成 28 年 9 月 1 日	介護予防訪 問介護
2460190198	訪問看護ステーション なのはな	桑名市長島町松ケ島 180 番地 4	株式会社リライアンス	平成 28 年 9 月 1 日	介護予防訪 問看護
2460290337	訪問看護ステーション デューン四日市	四日市市西浦 1 丁目 10 番 25 号 マインドビル 5 階	株式会社N・フィールド	平成 28 年 9 月 1 日	介護予防訪 問看護
2460290345	訪問看護ティードアパ ラギ	四日市市桜台本町 62 番 地	株式会社ティード	平成 28 年 9 月 1 日	介護予防訪 問看護
2470102340	デイサービスぬくもり ラボ	桑名市野田 5 丁目 8 番 1 号	株式会社K-t r u s t	平成 28 年 9 月 1 日	介護予防通 所介護
2470102431	シニアデイトレーニン グ桑名陽だまりの丘	桑名市陽だまりの丘二 丁目 303 番 1	株式会社プレステージ ケア東海	平成 28 年 9 月 1 日	介護予防通 所介護

三重県告示第 587 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 75 条第 2 項の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者から事業の廃止の届出がありました。

平成 28 年 9 月 9 日

三重県知事 鈴木 英 敬

介護保険 事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者名	廃 止 年 月 日	サービスの 種 類
2472800560	訪問介護事業所 小亀 の家	伊勢市小俣町明野 380 番地 4	特定非営利活動法人 小 亀の家	平成 28 年 2 月 29 日	訪問介護
2470800877	ショートステイあんず	伊勢市黒瀬町 1215	医療法人あんず会	平成 28 年 8 月 31 日	短期入所生 活介護

三重県告示第 588 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 82 条第 2 項の規定により、次のとおり指定居宅介護支援事業者から事業の廃止の届出がありました。

平成 28 年 9 月 9 日

三重県知事 鈴木 英 敬

介護保険 事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者名	廃 止 年 月 日	サービスの 種 類
2470204534	居宅介護支援事業所 プロセスケア松本	四日市市松本 3 丁目 10 番 28 号大栄ビル 102 号	株式会社プロセスケア	平成 28 年 8 月 31 日	居宅介護支 援

三重県告示第 589 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 115 条の 5 第 2 項の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者から事業の廃止の届出がありました。

平成 28 年 9 月 9 日

三重県知事 鈴木 英 敬

介護保険 事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者名	廃 止 年 月 日	サービスの 種 類
2472800560	訪問介護事業所 小亀の 家	伊勢市小俣町明野 380 番地 4	特定非営利活動法人 小 亀の家	平成 28 年 2 月 29 日	介護予防訪 問介護
2473200232	リハビリテーション輝	伊賀市緑ケ丘東町 778-1	特定非営利活動法人 かがやき	平成 28 年 6 月 10 日	介護予防通 所介護
2470201928	指定介護予防通所介護 事業所 ぶどうの家	四日市市あかつき台 2 丁目 1 番地 14	株式会社 ぶどうの家	平成 28 年 6 月 30 日	介護予防通 所介護
2470800877	ショートステイあんず	伊勢市黒瀬町 1215	医療法人あんず会	平成 28 年 8 月 31 日	介護予防短 期入所生活 介護

## 三重県告示第 590 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 29 条第 1 項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者を指定しました。

平成 28 年 9 月 9 日

三重県知事 鈴木 英 敬

事業所番号	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	指 定 日 年 月 日
2410201509	株式会社 P l a n B	四日市市諏訪栄町 1 番 2-1301 号 プレイズ四日市	訪問介護しらゆりケア	四日市市日永西 3-2-8 オフィス スペースクリエイト 1C	居宅介護 重度訪問介護	平成 28 年 9 月 1 日
2421300548	特定非営利活動法人ハートフル室生	奈良県宇陀市室生大野 1584 番地の 1	グループホームまきの家	名張市平尾 2651 ソレイユ発春	共同生活援助	平成 28 年 9 月 1 日
2412900538	合同会社 C a r b o n	志摩市磯部町下之郷 1420 番地	C a r b o n	志摩市磯部町迫間 1858 番地	就労継続支援 A 型	平成 28 年 9 月 1 日
2412900546	株式会社ピッコロふぁーむ	志摩市志摩町御座 764 番地	ピッコロふぁーむ	志摩市志摩町御座 764 番地	就労継続支援 B 型	平成 28 年 9 月 1 日
2410502393	株式会社アイアム	津市中河原 630 サンタプレイス 109	どんぐりわーく. s p i n	津市末広町 2 番 5 号	就労継続支援 B 型	平成 28 年 9 月 1 日
2410301267	あんしん介護株式会社	鈴鹿市石薬師町 171 番地の 7	さくらさくら商会鈴鹿	鈴鹿市若松北一丁目 39-22	就労移行支援	平成 28 年 9 月 1 日
2410301267	あんしん介護株式会社	鈴鹿市石薬師町 171 番地の 7	さくらさくら商会鈴鹿	鈴鹿市若松北一丁目 39-22	就労継続支援 B 型	平成 28 年 9 月 1 日

## 三重県告示第 591 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 46 条第 2 項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者から当該指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出がありました。

平成 28 年 9 月 9 日

三重県知事 鈴木 英 敬

事業所番号	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	廃 止 日 年 月 日
2410100370	株式会社フロンティア	愛知県名古屋市中区栄一丁目 14 番 15 号 R S ビル 1 階	ひまわり	桑名市有楽町 61 番地 日通不動産桑名ビル 1F	就労継続支援 A 型	平成 28 年 8 月 31 日
2412720308	プレス株式会社	多気郡多気町五桂 48-1	B e S t y l e	多気郡多気町前村ヲバキ 1149 番地 3	就労移行支援	平成 28 年 9 月 1 日

## 三重県告示第 592 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 5 条第 1 項の規定による届出（新設の届出）に対して同法第 8 条第 1 項の規定により津市から聴取した意見の概要について、同条第 3 項の規定により公告します。

平成 28 年 9 月 9 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
（仮称）ホームプラザナフコ芸濃インター店  
津市芸濃町棕本字西豊久野 2780 番 1 ほか 15 筆
- 2 津市から聴取した意見
  - (1) 騒音の発生に係る事項
    - ア 騒音及び振動について、騒音規制法第 2 条及び振動規制法第 2 条に規定する特定施設並びに三重県生活

環境の保全に関する条例第2条に規定する指定施設を設置する場合は、届出を行うとともに、敷地境界における騒音等を検証し、当該法令等の排出基準を遵守すること。

イ 夜間の自動車利用者、たむろする若者等による騒音が懸念されるため、苦情及び問題が生じた場合は速やかに対応すること。

(2) 廃棄物に係る事項

夜間の自動車利用者、たむろする若者等によるごみ問題等が懸念されるため、苦情及び問題が生じた場合は速やかに対応すること。

(3) その他事項

(仮称)ホームプラザナフコ芸濃インター店の場所に関しては、芸濃小学校及び芸濃中学校の校区であり、通学する児童生徒の通学路の近くでもある。工事の施工にあたっては、児童生徒の通学路を工事車両等が通行すると思われるため、交通誘導員を配置する等、通学時（登下校時）の交通安全対策について配慮すること。

3 意見の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

4 意見の縦覧の期間及び時間

平成28年9月9日から同年10月11日まで

開庁日の午前9時から午後5時まで

三重県告示第593号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による届出（新設の届出）に対して同法第8条第1項の規定により東員町から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告します。

平成28年9月9日

三重県知事 鈴木英敬

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称)ドラッグコスモス東員店  
員弁郡東員町大字鳥取字大華表 421-1 ほか

2 東員町から聴取した意見

意見なし

3 意見の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

4 意見の縦覧の期間及び時間

平成28年9月9日から同年10月11日まで

開庁日の午前9時から午後5時まで

三重県告示第594号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更しました。

なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から2週間縦覧に供します。

平成28年9月9日

三重県知事 鈴木英敬

第1

1 道路の種類 県道

2 路線名 南勢磯部線

3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
志摩市磯部町下之郷字大矢 1566 番 2 地先から 志摩市磯部町下之郷字大矢 1750 番 1 地先まで	旧	7.10～12.80	186.50
	新	10.70～14.20	186.50

第2

1 道路の種類 国道

2 路線名 368号

3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
伊賀市守田町字荒内木津川右岸堤防敷地先から 伊賀市大内字北堀池 2580 番 2 地先まで	旧	10.90～30.80	191.50
	新	22.75～50.80	191.50

三重県告示第 595 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次の道路の供用を開始します。

なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。

平成 28 年 9 月 9 日

三重県知事 鈴木 英 敬

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
県道 勢和兄国松阪線	多気郡多気町相可字對橋 922 番 1 地先から 多気郡多気町相可字澁田 1007 番 4 地先まで	平成 28 年 9 月 9 日
県道 磯部大王線	志摩市阿児町甲賀字前田 2470 番 6 地先から 志摩市阿児町甲賀字内田 2637 番 2 地先まで	平成 28 年 10 月 1 日

公 告

三重県表彰規則（昭和 25 年三重県規則第 38 号の 1）第 2 条の規定により、平成 28 年 9 月 4 日に次の者を表彰しました。

平成 28 年 9 月 9 日

三重県知事 鈴木 英 敬

区 分	氏 名	競 技
三重県民特別荣誉賞	吉 田 沙保里	レスリング
三重県民荣誉賞	土 性 沙 羅	レスリング

三重県表彰規則（昭和 25 年三重県規則第 38 号の 1）第 2 条の規定により、平成 28 年 9 月 4 日に次の者を表彰しました。

平成 28 年 9 月 9 日

三重県知事 鈴木 英 敬

区 分	氏 名	競 技
三重県スポーツ荣誉賞	坂井 克行	ラグビーフットボール
〃	レメキ・ロmano・ラヴァ	ラグビーフットボール
〃	宮下 遥	バレーボール
〃	山口 舞	バレーボール
三重県スポーツ特別奨励賞	角野 友紀	水泳（水球）
〃	石川 末廣	陸上
〃	衛藤 昂	陸上
〃	尾西 美咲	陸上
〃	高見澤 安珠	陸上
〃	浅野 琢磨	サッカー

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 48 条第 9 項において準用する同法第 10 条第 1 項の規定により、土地改良事業（八王子土地改良区維持管理事業）の計画変更を平成 28 年 8 月 31 日認可しました。

なお、変更認可に不服がある者は、三重県を被告として、変更認可があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に認可処分の取消しの訴えを提起することができます。

平成 28 年 9 月 9 日

三重県知事 鈴木 英 敬

---

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 48 条第 9 項において準用する同法第 10 条第 1 項の規定により、土地改良事業（白江野土地改良区維持管理事業）の計画変更を平成 28 年 8 月 31 日認可しました。

なお、変更認可に不服がある者は、三重県を被告として、変更認可があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に認可処分の取消しの訴えを提起することができます。

平成 28 年 9 月 9 日

三重県知事 鈴木 英 敬

---

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により、津市から都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 2 項の規定により、当該都市計画の図書の写しを公衆の縦覧に供します。

平成 28 年 9 月 9 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 都市計画の種類及び名称  
津都市計画用途地域
  - 2 縦覧場所  
三重県県土整備部都市政策課
- 

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により、津市から都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 2 項の規定により、当該都市計画の図書の写しを公衆の縦覧に供します。

平成 28 年 9 月 9 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 都市計画の種類及び名称  
津都市計画道路  
3・4・20 号久居井戸山町垂水線  
3・4・25 号高茶屋小森町東出線  
3・4・35 号東千里千里ヶ丘線  
3・4・71 号大里睦合山室町線  
3・5・40 号一身田町長岡線  
3・5・43 号東一身田駅前線  
3・5・47 号栄町鳥居町線  
3・5・51 号南新町桜田線  
3・5・55 号阿漕駅津興線  
3・5・57 号高茶屋新家線  
3・5・65 号一色浜田線  
3・5・66 号河芸停車場線
  - 2 縦覧場所  
三重県県土整備部都市政策課
- 

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により、津市から都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 2 項の規定により、当該都市計画の図書の写しを公衆の縦覧に供します。

平成 28 年 9 月 9 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 都市計画の種類及び名称  
亀山都市計画道路  
3・5・32 号棕本環状一号線
- 2 縦覧場所  
三重県県土整備部都市政策課

**特定調達公告**

次のとおり、一般競争入札を行いますので、三重県企業庁の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成7年三重県企業庁管理規程第9号）第5条の規定により、公告します。

平成28年9月9日

三重県企業庁長 松 本 利 治

**1 入札に付する工事概要**

- (1) 工事番号及び工事名  
平成28年度 四期改良 第400-分0004号  
山村浄水場耐震化工事
- (2) 工事場所  
四日市市山村町地内
- (3) 工事概要  
着水井築造工 1式  
流量計室築造工 1式  
混和池・ブロック形成池築造工 1式  
沈殿池築造工 1式  
配水池築造工 1式  
場内配管工 1式
- (4) 工期  
契約の日から1,500日間
- (5) 使用する主要な資機材  
コンクリート  $V=21,275 \text{ m}^3$   
鉄筋  $W=1,556 \text{ t}$
- (6) 予定価格  
3,595,426,920円（消費税及び地方消費税を含みます。）

**2 入札方式に関する事項**

- (1) 施工体制確認型総合評価方式  
本工事は、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）第3条に鑑み、三重県企業庁総合評価方式実施要領第3条に該当することから、入札時に、価格と価格以外の要素を総合的に評価して、同要領第2条に定める品質確保のための施工体制、その他の施工体制の確保について審査を行い、落札者を決定する施工体制確認型総合評価方式の工事です。  
なお、本工事は施工体制確認型総合評価方式は標準型です。
- (2) 契約後VE方式  
本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後VE方式の工事です。ただし、契約締結後の施工方法の提案については、総合評価方式に係る提案に当たるものを除きます。
- (3) 競争参加資格事後審査方式  
本工事は、競争参加資格のうち5(7)アの事前条件審査項目を入札前に審査し、5(7)イの参加資格事後審査項目を開札後に審査する事後審査方式の工事です。
- (4) 低入札価格調査対象工事  
本工事は、三重県企業庁会計規程（平成19年三重県企業庁管理規程第4号。以下「会計規程」といいます。）第163条で規定する低入札価格調査の対象工事です。
- (5) 電子入札システム利用可能工事  
ア 本工事は、原則として書面で行いますが、電子入札システム利用登録者は、電子入札システムを利用できます。  
イ 電子入札システムに障害等やむを得ない事情が生じた場合は、紙入札に変更することがあります。  
ウ 電子入札に係る運用については、「三重県公共事業電子調達運用基準」によるものとします。
- (6) 総合評価方式の技術資料の事後審査型



本工事は、総合評価方式の技術資料（様式 6-1、6-2、7-1、7-2、8-1 及び 8-2 を除きます。）について、開札後に落札候補者となった者のみ確認審査する総合評価方式の技術資料の事後審査型の工事です。

### 3 競争参加資格要件に関する事項

#### (1) 入札参加に関する事項

本工事の入札に参加できる者は、(2)による特定建設工事共同企業体とし、その構成員は競争参加資格確認申請書（特定建設工事共同企業体の結成に関する書類を含みます。以下「申請書」といいます。）の提出日から落札決定日までの期間中、次に掲げる条件を全て満たしている者とし、ただし、ア、イ及びエについては、開札の時までに、また、ケについては、落札決定までに満たしていれば足りるものとします。

ア 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条の規定による土木一式工事の特定建設業者であること。

イ 建設業法第 27 条の 23 の規定による経営事項審査（以下「経営事項審査」といいます。）を受審し、かつ、有効期限内であること。

ウ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項各号の規定に該当しない者であること。

エ 三重県建設工事等入札参加資格者名簿に土木一式工事で登録されている者であること。

オ 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領による資格（指名）停止を受けている期間中でないこと。

カ 手形交換所により取引停止処分を受ける等経営状態が著しく不健全な者でないこと。

キ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始若しくは更生手続開始の申立がなされている場合又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始若しくは再生手続開始の申立がなされている場合にあつては、一般競争（指名競争）入札参加資格の再審査に係る認定を受けていること。

ク 本工事の設計業務の受託者又は受託者と資本若しくは人事面において関係がある建設業者でないこと。

本工事の設計業務の受託者又は受託者と資本若しくは人事面において関係がある建設業者とは、次に該当する者とし、

#### (ア) 本工事の設計業務の受託者

株式会社日水コン

#### (イ) 受託者と資本若しくは人事面において関係がある建設業者に該当する者

a 本工事の設計業務の受託者の発行済株式総数の 50%を超える株式を保有し、又はその出資の総額の 50%を超える出資をしている建設業者

b 建設業者の代表権を有する役員が、当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者

ケ 三重県が賦課徴収する税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

コ 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出の義務、厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出の義務、及び雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務のない者を除きます。）。

#### (2) 特定建設工事共同企業体の構成に関する事項

次に掲げる条件を全て満たしている者とし、ただし、エについては開札の時までに満たしていれば足り、

ア 特定建設工事共同企業体の構成員数は 3 者であること。

イ 特定建設工事共同企業体の構成員の出資比率は、20%以上であること。

ウ 特定建設工事共同企業体の代表者となる構成員は、構成員のうちで出資比率が最大の者であること。

エ 特定建設工事共同企業体の構成員は次の要件を満たす者であること。

#### (ア) 特定建設工事共同企業体の代表者となる者

経営事項審査結果の土木一式工事の総合評定値（審査基準日は、平成 26 年 10 月 1 日から平成 27 年 9 月 30 日までの間とします。ただし、この期間に審査を受けていない者にあつては、直近のものでも可能とします。また、合併、分割及び建設業の譲受（以下「合併等」といいます。）を行った法人で、「建設業者の合併に係る建設業法上の事務取扱いの円滑化等について（平成 20 年国総建第 309 号）、建設業者の会社分割に係る建設業法上の事務取扱いの円滑化等について（平成 20 年国総建第 313 号）及び建設業の譲渡に係る建設業法上の事務取扱いの円滑化等について（平成 20 年国総建第 311 号）」の規定に基づく経営事項審査を受審したものにあっては、当該通知に定める合併等の期日のものとします。以下同じとします。）が、1,200 点以上の者であること。

#### (イ) 特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員 1 となる者

経営事項審査結果の土木一式工事の総合評定値が、930 点以上の者であること。

(ウ) 特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員 2 となる者

経営事項審査結果の土木一式工事の総合評定値が、820 点以上の者であること。

(3) 同種工事の施工実績及び配置予定技術者に関する事項

ア 特定建設工事共同企業体の代表者となる者は、単独又は共同企業体の構成員（出資比率が 20% 以上のものに限り、以下同じとします。）である元請けとして、平成 13 年度以降に完成し、かつ、引渡しが済んでいる本工事と同種工事 A の施工実績を資料提出日において有すること。

「本工事と同種工事 A」とは、工業用水道又は水道の浄水場における鉄筋コンクリート造（PC 造を除きます。）の沈殿池、配水池又は浄水池のいずれかの築造（新設・増設）工事をいいます。（以下「同種工事 A」といいます。）

なお、効力を有する政府調達に関する協定を適用している国及び地域並びに我が国に対して建設市場が開放的であると認められる国及び地域以外の国又は地域（以下「協定非適用国等」といいます。）に主たる営業所を有する建設業者にあつては、我が国における同種工事 A の施工実績とします（以下同種工事 A について同じとします。）。

イ 特定建設工事共同企業体の各構成員は、本工事に建設業法第 26 条及び同法施行令（昭和 31 年政令第 273 号）第 27 条の規定による主任技術者又は監理技術者であつて、次の基準を満たす者を開札日に配置できる状況にあること。

なお、配置予定技術者が入札時に他の工事に従事している場合において、開札日に配置できる状況にあることとは、開札日の前日までにその工事の契約工期末日が到来している又は完成検査による契約の履行を確認していることをいいます。

(ア) 建設業法の規定に基づく土木施工管理に関する 1 級の技術検定に合格した者又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次の者をいいます。

a 建設業法の規定に基づく建設機械施工に関する 1 級の技術検定に合格した者

b 技術士法（昭和 58 年法律第 25 号）による第 2 次試験のうち技術部門を建設部門、農業部門（選択科目を「農業土木」とするものに限る。）、森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）、水産部門（選択科目を「水産土木」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を「建設部門に係るもの」、「農業土木」、「森林土木」又は「水産土木」とするものに限る。）とするものに合格した者

c a 又は b と同等以上の資格を有すると国土交通大臣が認定した者

(イ) 特定建設工事共同企業体の代表者が配置する主任技術者又は監理技術者は、単独又は共同企業体の構成員である元請けとして、平成 13 年度以降に完成し、かつ、引渡しが済んでいる本工事と同種工事 B の施工実績（「主任技術者又は監理技術者」若しくは「現場代理人」としての実績）を資料提出日において有すること。

「本工事と同種工事 B」とは、契約金額 8 千万円以上の土木一式工事（以下「同種工事 B」といいます。）をいいます。

「主任技術者又は監理技術者」としての実績とは、対象となる工事の契約日から完成日までの期間において、完成日を含む 2 分の 1 以上の連続した期間に従事した実績をいい、「現場代理人」としての実績とは、平成 16 年 4 月 1 日以降の公共機関等発注工事において、その工事の主任技術者として求められていた資格を有し、かつ、全工事期間中、工事に従事した現場代理人（一般財団法人日本建設情報センターの「コリンズ・テクリス」（以下「コリンズ・テクリス」といいます。）に登録されていた者に限ります。）としての実績をいいます。

なお、我が国以外における施工実績である場合は、主任技術者又は監理技術者と同等の技術者（工事施工の技術上の管理をつかさどるものとして従事した技術者）として従事した実績であれば施工実績を有しているものとみなします。

また、協定非適用国等に主たる営業所を有する建設業者にあつては、我が国における同種工事 B の施工実績とします。（以下同種工事 B について同じとします。）

(ウ) 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有すること。

(エ) 本工事の申請書の受付最終日以前に 3 月以上の恒常的な雇用関係にあること。ただし、合併、営業譲渡若しくは会社分割による所属企業の変更があつた場合又は緊急の必要その他やむを得ない事情がある場合には、3 月に満たないときであつても恒常的な雇用関係にあるものとみなします。

## (4) 総合評価方式に係る提案に関する事項

総合評価方式に係る全ての評価項目について提案を行うこと。提案のない場合又は評価において参加資格がないと認められた場合は入札に参加できません。ただし、提案が認められずに標準案（設計図書に基づく仕様をいいます。以下同じとします。）での施工となった場合は入札に参加できるものとします。

なお、提案において事実と異なる記載若しくは事実と異なる発言を意図的に行うことにより評価を得ようとしたことが認められたとき又は提案内容が他の入札参加者と酷似している等適正に作成されたと認められないときは、その者の入札は無効とします。この場合、併せて不正・不誠実な行為とみなすことがあります。

## 4 施工体制確認型総合評価方式に関する事項

## (1) 施工体制確認型総合評価方式の仕組み

本工事の施工体制確認型総合評価方式は、標準点（設計図書に基づく仕様で、評価点を加算する前の状態）に加算点（入札参加者の要件及び提案内容に応じて付与する点数）を加え、入札価格で除した数値（以下「評価値」といいます。）の最も高い者を落札者とする方式とします。

評価値＝（標準点＋加算点）÷入札価格

ただし、三重県企業庁低入札価格調査実施要領第3条により算出した額（以下「調査基準価格」といいます。）を下回る入札（以下「低入札」といいます。）を行った入札参加者（以下「低入札者」といいます。）であって、入札時、三重県総合評価方式の運用ガイドラインに定める施工体制審査意向確認書を提出した者には、三重県企業庁総合評価方式実施要領第2条に定める施工体制確認審査を行います。施工体制確認審査の結果、各審査項目に関する体制が全て構築されると認められない場合には、三重県企業庁施工体制確認審査マニュアル（以下「施工体制審査マニュアル」といいます。）4(4)に該当することから、その者の入札は失格とします。

なお、施工体制審査意向確認書を提出していない場合は、次の算出式により評価値を補正します。

評価値＝（標準点＋加算点）÷入札価格 ×（入札価格÷調査基準価格）

## (2) 入札の評価に関する基準

評価項目、評価基準及び得点配分は「標準型総合評価方式評価項目一覧」によります。

## (3) 評価方法及び落札者の決定方法

入札参加者の要件及び提案による評価項目を評価し、標準点及び加算点を付与し、次の条件を満たす入札を行った者であって、(1)の方法で算出した評価値の最も高い者を落札者とします。

ア 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

イ 提案内容が発注者の設定する標準案を全て満たしていること。

ウ 評価値が最低限の要求要件である標準点を予定価格で除した数値を下回っていないこと。

## (4) (3)において、落札者となるべき評価値の最も高い者が2人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定します。

## (5) 提案が認められなかった評価項目については、標準案による施工を行うものとします。

## (6) 落札者の提案内容（性能等）については、その履行を確保し、評価内容を担保するために契約書に提案内容を記載するとともに、監督・検査により提案内容の履行の確認を行います。

## (7) 施工体制確認審査のための施工体制確認資料（以下「施工体制確認資料」といいます。）に記載された事項については、監督・検査により履行の確認を行います。

## (8) 受注者の責による提案内容（性能等）の不履行が認められた場合は再度の施工等を求めますが、再度の施工等が困難なときは、工事完成日の次年度に入札の公告が行われる総合評価方式の評価において、評価点の減点を行います。

## (9) 施工体制確認資料に記載された事項について、不履行が認められた場合には、工事完成日の次年度に入札の公告が行われる総合評価方式の評価において、評価点の減点を行います。

## (10) 発注者が設定している標準案の不履行が認められた場合は、再度の施工を求めます。

## (11) 技術資料の受領後の差替又は追加は認めません。ただし、総合評価方式の技術資料の事後審査型において、競争入札参加申請時に提出された技術資料（確認資料を含みます。）の内容が確認できない場合は、落札候補者に対して確認資料の追加（以下「追加提出」といいます。）を求めることがあります（技術資料（確認資料を含みます。）の差替は認められません。）。

また、追加提出については追加提出の意思確認がとれ、発注機関が指示した提出期限までに追加提出がされた場合のみ認めるものとします。

なお、競争入札審査会で追加提出を必要と認めた場合は、上記にかかわらず追加提出を求めることがあります。

ます。

この場合においては、午前9時から午後5時までの時間内に会社では連絡がとれない等で別の連絡先への連絡を希望する場合は、希望する連絡先を明記したものを入札時に添付しなければなりません。

- (12) 施工体制確認資料の受領後の差替又は追加は認めません。なお、発注機関の長が必要と判断した場合には、追加資料を求めることがあります。
- (13) 提出された技術資料及びこれに付随する資料は、本工事の競争参加資格の確認等、本公告に記載する用途以外は、無断で他の資料として使用しません。
- (14) 次に該当する技術資料は加対象としません。
- ア 提案内容が不明なもの
  - イ 著しく具体性を欠くもの
  - ウ 施工の確実性又は安全性を欠くもの
  - エ 「技術資料作成上の留意事項」の条件が守られていないもの

## 5 入札手続等

### (1) 入札説明書の配布

入札説明書の配布は、次のとおりとします。

なお、三重県入札情報サービスのホームページからもダウンロードできます。

三重県入札情報サービス（三重県電子調達システム）のホームページアドレス

<http://www.pref.mie.lg.jp/ebid-mie/>

#### ア 配布期間

公告日から平成28年10月21日（金）までの午前9時から午後5時までとします。ただし、三重県の休日を定める条例（平成元年三重県条例第2号）第1条に規定する休日（以下「休日」といいます。）及び正午から午後1時までの間を除きます。

#### イ 配布場所

〒510-0075

三重県四日市市安島2丁目7-15

三重県企業庁北勢水道事務所総務管理部経営管理課

電話 059-351-1561

#### ウ 費用

入札説明書は無料です。

### (2) 設計図面及び仕様書の閲覧等

ア 設計図面及び仕様書（以下「設計図書等」といいます。）は、次のとおり閲覧に供します。

なお、一部の資料については、三重県入札情報サービスのホームページからもダウンロードできます。

三重県入札情報サービス（三重県電子調達システム）のホームページアドレス

<http://www.pref.mie.lg.jp/ebid-mie/>

#### (ア) 閲覧期間

5(1)アに同じです。

#### (イ) 閲覧場所

5(1)イに同じです。

イ 設計図書等の複写を希望する者は、上記の閲覧場所まで連絡し、指示に従ってください。

### (3) 当該入札に対する質問がある場合は、次のとおり提出するものとします。

なお、電話・口頭等では受け付けません。

#### ア 参加資格・技術資料に係る質問書の提出

##### (ア) 提出期間

公告日の翌日から平成28年9月26日（月）までの午前8時30分から午後5時までとします。ただし、持参の場合は、休日及び正午から午後1時までの間を除きます。

なお、最終日は午後4時までとします。

また、電子入札システムによる提出期間は、公告の翌日から平成28年9月26日（月）までの午前8時から午後8時までとします。ただし、メンテナンス日を除き、公告日の翌日は午前8時30分から、平成28年9月26日（月）は午後4時までとします。

##### (イ) 提出場所

〒510-0075

三重県四日市市安島 2 丁目 7-15

三重県企業庁北勢水道事務所総務管理部経営管理課

電話 059-351-1561

ファクシミリ 059-351-1566

電子メール [suidoh@pref.mie.jp](mailto:suidoh@pref.mie.jp)

(ウ) 提出方法

電子入札システムによる提出、持参、電送（ファクシミリ）又は電子メールにて受け付けますが、持参の場合以外は必ず電話により着信の確認をしてください。

なお、着信の確認は、午前 8 時 30 分から午後 5 時までに行うものとします。ただし、休日及び正午から午後 1 時までの間を除きます。

イ 参加資格・技術資料に係る質問書に対する回答

(ア) 回答方法

閲覧に供することにより回答します。

(イ) 閲覧期間

質問書提出期限日の遅くとも 2 日後から平成 28 年 10 月 21 日（金）までの終日とします。ただし、メンテナンス日を除きます。また、閲覧開始日は掲載時間からとします。

(ウ) 閲覧場所

三重県入札情報サービスのホームページに掲載します。

ウ 設計図書等に係る質問書の提出

(ア) 提出期間

公告日の翌日から平成 28 年 10 月 14 日（金）までの午前 8 時 30 分から午後 5 時までとします。ただし、持参の場合は、休日及び正午から午後 1 時までの間を除きます。

なお、最終日は午後 4 時までとします。

また、電子入札システムによる提出期間は、公告日の翌日から平成 28 年 10 月 14 日（金）までの午前 8 時から午後 8 時までとします。ただし、メンテナンス日を除き、公告日の翌日は午前 8 時 30 分から、平成 28 年 10 月 14 日（金）は午後 4 時までとします。

(イ) 提出場所

〒510-0075

三重県四日市市安島 2 丁目 7-15

三重県企業庁北勢水道事務所総務管理部経営管理課

電話 059-351-1561

ファクシミリ 059-351-1566

電子メール [suidoh@pref.mie.jp](mailto:suidoh@pref.mie.jp)

(ウ) 提出方法

電子入札システムによる提出、持参、電送（ファクシミリ）又は電子メールにて受け付けますが、持参の場合以外は必ず電話により着信の確認をしてください。

なお、着信の確認は、午前 8 時 30 分から午後 5 時までに行うものとします。ただし、休日及び正午から午後 1 時までの間を除きます。

エ 設計図書等に係る質問書に対する回答

(ア) 回答方法

閲覧に供することにより回答します。

(イ) 閲覧期間

質問書提出期限日の遅くとも 2 日後から平成 28 年 10 月 21 日（金）までの終日とします。ただし、メンテナンス日を除きます。また、閲覧開始日は掲載時間からとします。

(ウ) 閲覧場所

三重県入札情報サービスのホームページに掲載します。

(4) 申請書の提出

ア 電子入札システムにより参加する場合

入札参加希望者は、特定建設工事共同企業体を自主的に結成し、「使用電子証明書届（特定 J V 用）」

及び「三重県建設工事に係る共同企業体取扱要綱第 21 条に定める書類」を、次の(ア)により提出して特定建設工事共同企業体としての業者コードの指定を受けてください。その後、(イ)により「紙等資料提出通知書」を電子入札システムにより提出し、併せて(ウ)により「技術資料届出書」並びに「技術資料」及びこれに付随する添付資料を紙媒体による持参にて提出してください。これらの提出書類により競争参加資格の確認を行います。

なお、(ア)、(イ)及び(ウ)の提出期間にこれらの書類を提出しない者は入札に参加できません。

また、開札後に競争参加資格がないと認められた者の入札は無効となります。

(ア) 特定建設工事共同企業体の業者コードの指定に係る資料

a 提出書類

- (a) 使用電子証明書届 (特定 J V 用)
- (b) 三重県建設工事に係る共同企業体取扱要領第 21 条に定める書類
  - ・ 特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書 (様式第 4)
  - ・ 特定建設工事共同企業体協定書 (様式第 5) の写し
  - ・ 使用印鑑届 (様式第 3)
  - ・ 委任状 (様式第 6) (県外本店業者が委任先で参加する場合のみ)

なお、様式第 4 及び第 6 の宛先は「三重県企業庁長」としてください。

b 提出期間

公告日の翌日から平成 28 年 9 月 26 日 (月) までの午前 8 時 30 分から午後 5 時までとします。ただし、休日及び正午から午後 1 時までの間を除きます。

なお、最終日は午後 3 時までとします。

郵送の場合、5(4)ア(ア)c 宛てで、書留郵便にて提出期間最終日までに必着で提出するものとします。

c 提出場所

〒510-0075

三重県四日市市安島 2 丁目 7-15

三重県企業庁北勢水道事務所総務管理部経営管理課

電話 059-351-1561

d 提出方法

紙媒体による持参又は郵送 (書留郵便に限ります。) により提出してください。電送 (ファクシミリ) 又は電子メールによるものは受け付けません。この提出をもって電子入札システムでの入札参加申請時に必要な特定建設工事共同企業体としての業者コードが指定されます。

(イ) 紙資料提出に係る資料

a 提出書類

申請書及び三重県入札情報サービスの入札説明書に添付している「紙等資料提出通知書」

b 提出期間

公告日の翌日から平成 28 年 9 月 30 日 (金) までの午前 8 時 30 分から午後 5 時までとします。ただし、休日及び正午から午後 1 時の間を除きます。

なお、最終日は午後 3 時までとします。

c 提出方法

(ア) により特定建設工事共同企業体の業者コードを取得後、電子入札システムにて参加申請する際に、紙等資料提出通知書を添付ファイルとして提出してください。

なお、電子入札システムにおける競争参加資格確認申請書 (システム画面) は、ファイルや紙資料での提出は不要です。

(ウ) 総合評価方式に係る技術資料

a 提出書類

技術資料届出書 (様式 1) 並びに技術資料 (様式 4 から 8-2 及び 11) 及びこれに付随する添付資料

b 提出期間

公告日の翌日から平成 28 年 9 月 30 日 (金) までの午前 8 時 30 分から午後 5 時までとします。ただし、休日及び正午から午後 1 時までの間を除きます。

なお、最終日は午後 3 時までとします。

c 提出場所

〒510-0075

三重県四日市市安島 2 丁目 7-15

三重県企業庁北勢水道事務所総務管理部経営管理課

電話 059-351-1561

d 提出方法

紙媒体による持参での提出のみとし、郵送、電送（ファクシミリ）又は電子メールによるものは受け付けません。

イ 紙入札により参加する場合

入札参加希望者は、特定建設工事共同企業体を自主的に結成し、「競争参加資格確認申請書（様式第 1-1 号）」、「技術資料届出書」、「技術資料」及びこれに付随する添付資料、並びに「三重県建設工事に係る共同企業体取扱要綱第 21 条に定める書類」を、次の(ア)から(エ)により提出してください。これらの提出書類により競争参加資格の確認を行います。

なお、(イ)の提出期間にこれらの書類を提出しない者は入札に参加できません。

また、開札後に競争参加資格がないと認められた者の入札は無効となります。

(ア) 提出書類

a 競争参加資格確認申請書（様式第 1-1 号）

b 技術資料届出書（様式 1）、技術資料（様式 4 から 8-2 及び 11）及びこれに付随する添付資料

c 三重県建設工事に係る共同企業体取扱要領第 21 条に定める書類

・特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書（様式第 4）

・特定建設工事共同企業体協定書（様式第 5）の写し

・使用印鑑届（様式第 3）

・委任状（様式第 6）（県外本店業者が委任先で参加する場合のみ）

なお、様式第 4 及び第 6 の宛先は「三重県企業庁長」としてください。

(イ) 提出期間

公告日の翌日から平成 28 年 9 月 30 日（金）までの午前 8 時 30 分から午後 5 時までとします。ただし、休日及び正午から午後 1 時までの間を除きます。

なお、最終日は午後 3 時までとします。

(ウ) 提出場所

〒510-0075

三重県四日市市安島 2 丁目 7-15

三重県企業庁北勢水道事務所総務管理部経営管理課

電話 059-351-1561

(エ) 提出方法

紙媒体による持参での提出のみとし、郵送、電送（ファクシミリ）又は電子メールによるものは受け付けません。

(5) 入札時に提出する書類

ア 工事費内訳書

(ア) 入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書の提出を求めます。提出のあった工事費内訳書が次のいずれかに該当する者の入札については、会計規程第 162 条第 7 号の規定により無効とします。また、提出した工事費内訳書の不明な点を説明できない者は失格とします。

a 工事費内訳書を提出しないもの

b 工事費内訳書の金額と入札額が一致していないもの

c 一括値引き又は減額の項目が計上されているもの

(注) 端数処理を行う場合、千円以上の処理が確認されるものについては一括値引きとみなします。

d 記載すべき項目が欠けているもの

(注) 記載すべき項目には、工事名、会社名及び代表者名を含みません（紙媒体による提出の場合を除きます。）。

e その他不備があるもの

(イ) 工事費内訳書は、数量、単価、金額等を記載してください。

(ウ) 工事費内訳書は返却しません。

また、工事費内訳書の内容については、契約上の権利・義務を生じるものではありません。

- (エ) 工事費内訳書の差替又は再提出は認めません。
- イ 三重県企業庁低入札価格調査マニュアル重点調査様式1  
入札する額に100分の108を乗じて得た額が予定価格の10分の7.5未満である場合には、三重県企業庁低入札価格調査実施要領第6条第3項に規定する「重点調査様式1」（総合評価方式において施工体制確認資料を提出する場合は、「施工体制重点調査様式1」）を提出してください。
- ウ 同種工事の施工実績（様式第2-1号）（特定建設工事共同企業体の代表者のみ作成してください。）  
3(3)アの同種工事Aの施工実績を記載し、記載した工事の施工実績を明確に証明できる書類の写しを提出してください。  
なお、「工事の施工実績を明確に証明できる書類の写し等」とは、記載した工事が、コリンズ・テクリスに登録されている場合は、竣工登録された登録内容確認書（工事実績）の写しをいい、コリンズ・テクリスの登録が行われていない工事にあつては、契約書、仕様書、完成認定書等施工実績を明確に証明できるもの（完成したことが分かるもの）の写しをいいます（以下「工事の施工実績を明確に証明できる書類の写し等」に同じとします。）。
- エ 配置予定の主任技術者等の資格・施工実績（様式第3-1号）（特定建設工事共同企業体の各構成員別に作成してください。）  
(ア) 3(3)イの配置予定技術者の資格及び同種工事Bの施工実績を特定建設工事共同企業体の構成員ごとに記載し、記載した資格に係る資格者証及び記載した工事の施工実績を明確に証明できる書類の写し等を提出してください。  
なお、同種工事Bの施工実績を求めない特定建設工事共同企業体構成員1及び2の配置予定技術者の施工実績の記載は不要です。  
(イ) 配置予定技術者は、複数の技術者を記載することができます。ただし、様式第3-1号記載の配置予定技術者の差替又は追加は認めません。  
(ウ) 同一の技術者を重複して複数工事の配置予定の技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置できなくなったときは、入札してはならず、申請書を提出している者は、直ちに資格喪失届を提出してください。他の工事を落札したにもかかわらず入札をした場合は、三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領に基づく資格（指名）停止を行うことがあります。  
(エ) 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証の写しを添付してください。  
(オ) 配置する主任技術者又は監理技術者が専任を要する場合は、当該技術者が本件の申請書の受付最終日以前に3月以上の恒常的な雇用関係にあることを証する書類（監理技術者資格者証の写し、事業所名と雇用期間が明記されている健康保険被保険者証等の写し又は監理技術者資格者証を保有せず後期高齢者医療制度の適用を受けている者にあつては技術者雇用確認書等）を添付してください。  
(カ) 配置予定技術者が、他の工事に従事している場合において開札日に配置できる状況にあるときは、あわせて誓約書を提出してください。
- オ 施工体制審査意向確認書  
開札時において低入札となったとき、施工体制確認審査を受ける意思のある入札参加者は、三重県総合評価方式の運用ガイドラインに定める施工体制審査意向確認書（様式第4）を提出してください。
- カ 納税確認書及び納税証明書（全ての構成員が提出してください。）  
次の(ア)又は(イ)による納税確認書及び納税証明書の写しを提出してください。ただし、納税確認書及び納税証明書の写しの提出日から前6月以内に発行されたものに限り、  
(ア) 県内に本店を有する事業者  
a 所管県税事務所が発行する全ての県税の納税確認書（無料）  
b 所轄税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書（その3 未納税額のないこと用）（有料）  
(イ) 県外に本店を有する事業者  
a 所管県税事務所が発行する全ての県税の納税確認書（無料）※県内に営業所等を有する場合のみ  
b 所轄税務署が発行する本店分に係る消費税及び地方消費税の納税証明書（その3 未納税額のないこと用）（有料）
- (6) 入札書提出時における添付書類の提出方法  
ア 電子入札システムにより参加する場合



## (7) 提出期間

5(14)アの電子入札システムによる入札書受付期間と同様とします。

## (イ) 提出方法

電子入札システムによる提出とします。なお、電子入札システムでの提出が困難な場合は、紙等資料提出通知書を電子入札システムで提出し、紙媒体を、公告日、案件名及び業者名並びに「入札時に提出する書類在中」を明記した封筒に入れ封印及び割印をした上で入札書受付期間内に持参により提出するものとします。

なお、この場合の提出場所は、次の紙入札により参加する場合の提出場所と同様です。

## イ 紙入札により参加する場合

## (7) 提出期間

5(14)イ(7)の持参による入札受付期間又は5(14)ウ(7)の郵送による入札書受領期限と同様とします。

## (イ) 提出場所

〒510-0075

三重県四日市市安島2丁目7-15

三重県企業庁北勢水道事務所総務管理部経営管理課

電話 059-351-1561

## (ウ) 提出方法

紙媒体による持参又は郵送（書留郵便に限ります。）での提出のみとし、電送（ファクシミリ）又は電子メールによるものは受け付けません。

なお、紙媒体を公告日、案件名及び業者名並びに「入札時に提出する書類在中」を明記した封筒に入れ封印及び割印をした上で提出してください。

ただし、工事費内訳書の提出方法については、持参での提出の場合は、(14)イ(ウ)による入札書の提出方法に記載のとおりとし、郵送での提出の場合は、(14)ウに記載のとおりとします。

## (7) 競争参加資格の確認項目

競争参加資格の確認については、入札前の事前条件審査及び開札後の参加資格事後審査を実施することとし、確認する項目は次のとおりとします。ただし、参加資格事後審査については落札候補者のみ実施することとします。

なお、くじになった場合にあっては、くじの当選者を落札候補者とします。

## ア 事前条件審査項目

3(1)、3(2)及び3(4)に係る事項

なお、3(1)ア、イ及びエ並びに3(2)エについては、開札の時までに、また、3(1)ケについては、落札決定日までに満たしていれば足りません。

## イ 参加資格事後審査項目

3(3)アの同種工事Aの施工実績、3(3)イの配置予定の主任技術者等の資格、同種工事Bの施工実績等を含む全ての競争参加資格に関する項目

## (8) 競争参加資格確認結果の通知

競争参加資格の確認結果は、次に記載する日までに通知する予定です。ただし、参加資格事後審査結果については、落札候補者の参加資格がないと認めた場合のみ通知します。

## ア 事前条件審査結果

平成28年10月14日（金）

## イ 参加資格事後審査結果

平成28年10月27日（木）

なお、競争参加資格事前条件確認の通知を受けた者が、落札決定日までに競争参加資格を満たさなくなった場合は、競争参加資格を取り消します。

## (9) 競争参加資格確認申請に係る注意事項

ア 申請書及び提出書類の作成に係る費用は、申請者の負担とします。

イ 提出された書類は返却しません。

ウ 参加資格事後審査項目に係る提出書類について、参加資格事後審査時にその内容確認ができない場合は、追加資料の提出又は再提出（以下「追加提出等」といいます。）を求めることがあります。ただし、追加提出等については開札日の午後5時までに追加提出等の意思確認がとれ、発注機関が指示した提出期限ま

で追加提出等がされた場合にのみ認めるものとします。

また、競争入札審査会で追加提出等を必要と認めた場合は、上記にかかわらず追加提出等を求めることがあります。

なお、上記の時間内に会社では連絡がとれない等で別の連絡先への連絡を希望する場合は、希望する連絡先を明記したものを入札時に添付しなければなりません。

落札候補者が提出する技術資料（確認資料を含みます。）の追加提出については、4(11)によります。

(10) 競争参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

競争参加資格がないと認められた者は、競争参加資格がないと認められた理由について、次のとおり説明を求められます。

ア 請求方法

説明を求める旨を記載した書面を提出して行うものとします。

なお、書面（様式は自由）は持参するものとします。

イ 提出期間

競争参加資格がないと認められた場合の通知日の翌日からその日を起算日として2日以内の午前8時30分から午後5時までとします。ただし、休日及び正午から午後1時までの間を除きます。

ウ 提出場所

〒510-0075

三重県四日市市安島2丁目7-15

三重県企業庁北勢水道事務所総務管理部経営管理課

電話 059-351-1561

エ 回答方法

説明を求めた者に対し、説明を求められることができる期限の日の翌日から起算して5日以内（休日を除きます。）に書面により回答します。

(11) 技術資料のヒアリング

ア 提出された技術資料に対するヒアリングを行います。

ヒアリングは平成28年10月21日（金）の開催を予定していますが、詳細については別途通知を確認してください。

イ ヒアリングは原則として特定建設工事共同企業体の代表者の配置予定の主任技術者（監理技術者）に対して行います。

(12) 提案に関する採否の通知等

提案に関する採否については、提案内容が適正かどうかをヒアリング時に確認し、その場で決定します。

なお、提案が適正と認められた場合は、当該提案に基づく入札を行うものとします。

また、提案が適正と認められない項目を標準案に基づいて施工する場合は、標準案に基づく入札を行うものとします。

総合評価方式の技術資料の確認審査において、開札後に落札候補者となり、事後審査の結果、評価値の下方修正により落札者とならなかった者には書面により通知します。

(13) 入札方法

入札に当たっては、別に配布する入札心得によります。

(14) 入札書提出の日時及び場所

ア 電子入札による入札の場合

入札書受付期間は、平成28年10月21日（金）午前9時から午後8時まで及び同月24日（月）午前8時から午前9時50分までとします。

イ 紙媒体による持参の場合

(ア) 入札書受付期間

平成28年10月24日（月）午前9時50分に(イ)において入札書を提出してください。

(イ) 入札書提出場所

〒510-0075

三重県四日市市安島2丁目7-15

三重県企業庁北勢水道事務所総務管理部経営管理課

電話 059-351-1561

## (ウ) 入札書の提出方法

入札書及び工事費内訳書を公告日、案件名及び業者名並びに「入札書在中」を明記した封筒に入れ封印及び割印をした上で提出してください。

## (エ) その他

本工事に係る競争参加資格事前条件確認通知書（写しも可）を提示してください。

## ウ 郵送による入札の場合

## (ア) 入札書受領期限

平成28年10月24日（月）午前9時に（ウ）で指定する郵便局において局留めで届いた入札書を回収するので、その時刻までに指定する郵便局に届くように郵送してください。

なお、入札書及び工事費内訳書を郵送する場合は、平成28年10月21日（金）午後5時までに三重県企業庁北勢水道事務所総務管理部経営管理課（電話 059-351-1561）まで電話により連絡してください。

## (イ) 入札書提出場所

入札書受領期限までに書留郵便により、（ア）で指定する期限までに（ウ）で指定する郵便局に届くように郵送してください。

## (ウ) 指定する郵便局

四日市郵便局

## (エ) 入札書の提出方法

入札書及び工事費内訳書を封筒に入れ、次の項目をその封筒に明記し封印及び割印をした上で、郵送してください。

封筒に記載する項目

〒510-8799

住 所 三重県四日市市沖の島町 4-9

あて先 四日市郵便局留め

受取人 三重県企業庁北勢水道事務所 総務管理部経営管理課

案件名 1(1)の「工事番号及び工事名」

業者名 (例) ○○株式会社

提出書類名 「入札書在中」

## (オ) その他

本工事に係る競争参加資格事前条件確認通知書の写しを同封してください。

## (15) 開札の日時及び場所

## ア 開札日時

平成28年10月24日（月）午前10時

## イ 開札場所

〒510-0075

三重県四日市市安島2丁目7-15

三重県企業庁北勢水道事務所総務管理部経営管理課

電話 059-351-1561

## ウ その他

開札の結果、評価値が最も高い者が2人以上ある場合は、くじ引きを行います。くじの対象者全員が電子入札システムによる参加者である場合又は紙入札による参加者で開札に立ち会っている者の場合は、電子くじによるくじ引きを実施します。この場合、開札に立ち会っている紙入札による参加者は、開札場所において電子入札システムへくじ番号の入力を行うこととします。

なお、開札に立ち会っていないくじ対象者がいる場合には、くじ引きを実施する旨と対象者名、入札金額、実施日時及び実施場所を当該案件の入札者全員に通知した上で、後日くじ引きを行います。

また、くじにより落札候補者となった者が競争参加資格事後審査により参加資格がないと認められた場合は、再度別途指定する日にくじを行うことがあります。

## (16) 施工体制確認審査

開札時に、低入札者が施工体制審査意向確認書を提出している場合は入札を保留し、低入札者に対して施工体制確認審査を行います。

## ア 低入札者への連絡

予定した開札日の午後5時までに、当該入札を保留したことを三重県入札情報サービスにより公開し、施工体制審査意向確認書を提出している低入札者へは、施工体制審査マニュアルで定める施工体制確認資料の提出を求める旨の連絡を行います。

## イ 施工体制確認資料の提出

施工体制確認資料の提出を求める旨の連絡を受けた低入札者は、開札日の翌日（休日を除きます。）午後5時までに、施工体制確認資料を紙媒体により提出してください。

## ウ 基礎要件の審査

施工体制審査マニュアル別紙3「施工体制確認に係る審査基礎要件」の(3)、(4)のいずれかに該当する場合は、施工体制が確保されると認められないため、確認審査及びヒアリングは実施せず、書面によりその旨を通知します。

なお、この場合その者の入札は失格とします。

## エ 施工体制確認のためのヒアリング

提出された施工体制確認資料を基にヒアリングを行います。ヒアリングの実施日等については、後日通知します。ヒアリングの出席者は、当該工事に配置を予定している主任技術者又は監理技術者等を含め3名以内とします。

オ 施工体制確認資料を提出しない等、施工体制確認審査マニュアルに基づく審査に協力しない場合は、不誠実な行為とみなし三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領に基づく資格（指名）停止を行うことがあります。

## 6 その他

## (1) 入札保証金及び契約保証金

## ア 入札保証金

入札保証金は、免除します。

## イ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会計規程第166条第2項に規定する担保及びその価値の提供をもって、契約保証金の納付に代えることができます。

(ア) 下記のいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付を免除します。

a 会計規程第166条第4項第1号の規定による履行保証保険契約に係る保険証券の提出がされたとき。

b 三重県建設工事執行規則（昭和39年三重県規則第16号。以下「執行規則」といいます。）第7条第1項第1号の規定による工事履行保証委託契約を締結し公共工事履行保証証券を提出され、この提出により保険会社又は金融機関と県との間に工事履行保証契約が成立したとき。

(イ) 次のいずれかに該当する場合は、契約の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額は契約金額の10分の3以上となります。

a 特定建設工事共同企業体で契約金額が5億円以上のとき。

b 会社更生法又は民事再生法に基づく更生手続開始等がなされ、一般競争（指名競争）入札参加資格の再審査に係る認定を受けているとき（裁判所が更生計画等認可を決定するまでの間に限ります。）。

c 調査基準価格に満たない額で契約するとき。

## (2) 開札

ア 電子入札又は郵送による参加者で希望する者は開札に立ち会うことができます。

イ 紙入札による参加者がある場合は、入札執行職員の開札宣言後、紙媒体の入札書を開封してその内容を電子入札システムに登録し、その後に電子入札書の開札を行うものとします。

ウ 紙媒体の持参による参加者は、紙媒体の入札書を5(14)イのとおり持参し、開札に立ち会うものとします。

エ 紙媒体の持参による参加者がいない場合で、立会いを希望する参加者がいないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせるものとします。

オ 三重県建設工事等談合対応マニュアルに該当する場合の開札手続については、当該マニュアルに基づくものとします。

カ 電子入札又は郵送による参加者で開札の立会いを希望する者若しくは紙媒体の持参による参加者は、会場への入室時には、身分証明書を提示してください。ただし、会場の都合上、1 特定建設工事共同企業体

当たりの立会い者は、3人までとします。

(3) 入札の無効

本公告に示した競争入札に参加する資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札、会計規程第 162 条各号のいずれかに該当する入札並びに入札心得に示した無効の要件に該当した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合は、落札決定を取り消します。

なお、競争参加資格を確認された者であっても、申請書の提出日から落札決定日までの期間中に、三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領に基づく資格（指名）停止を受ける等、3 の競争参加資格に関する事項に掲げる条件を満たしていない者は、競争に参加する資格のない者に該当します。

(4) 落札者の決定

ア 4(3)及び(4)の方法で決定するものとします。ただし、落札者となるべき者の当該申込みに係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって発注者の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち、評価値が最も高い者を落札者とします。

イ 落札者を決定したときは、電子入札システムにより電子入札参加者に通知します。

また、紙入札による参加者に対しては、書面で通知します。

ウ 低入札が行われ、低入札者が落札候補者となった場合は、落札決定を保留し、三重県企業庁低入札価格調査実施要領に基づく調査後に落札者を決定するものとします。

なお、この場合、落札候補者は三重県企業庁低入札価格調査マニュアルに基づく調査資料（以下「低入札価格調査資料」といいます。）を指定された日時までに提出しなければなりません。

低入札価格調査資料を提出しない等、三重県企業庁低入札価格調査実施要領に基づく調査に協力しない場合は、不誠実な行為とみなし三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領に基づく資格（指名）停止を行うことがあります。

「三重県企業庁低入札価格調査実施要領」のホームページアドレス

<http://www.pref.mie.lg.jp/common/content/000621397.pdf>

エ 三重県建設工事等談合対応マニュアルに該当する場合は、原則として、落札決定を保留します。

また、発注者が必要と判断した場合は、落札決定を保留することがあります。

(5) 請負代金毎月部分払

次のいずれかに該当する場合は、三重県企業庁建設工事請負代金毎月部分払実施要領に基づき、工事請負代金毎月部分払の対象となります。この場合にあっては、前払金を支払う限度額は契約金額の10分の4の額とし、支払時期については、契約時に10分の1の額を支払い、その後は出来高に応じて分割払するものとします。

また、落札者との協議の上、落札者の作成した工事費内訳書により出来高認定が必要と合意した場合は、工事費内訳書を当該契約書に添付するものとします。

ア 調査基準価格に満たない額で契約するとき。

イ 特定建設工事共同企業体又は経常建設共同企業体が行う工事で、契約期間中に当該構成員のいずれかが会社更生法又は民事再生法の適用を受け、かつ、請負契約書第 40 条の債務負担行為に係る契約の前金払の特例が、当該会社更生法又は民事再生法の適用を受けた次年度以降も引き続き行われる場合は、前払金を支払う限度額は翌会計年度の契約金額の10分の4の額とし、支払時期については、当該会計年度の出来高予定金額を超えたときに10分の1の額を支払い、その後は出来高に応じて分割払するものとします。

(6) 担当技術者の追加配置

ア 調査基準価格に満たない額で契約する場合は、建設業法上の主任技術者又は監理技術者のほかに、低入札価格調査資料提出時（ただし、施工体制確認資料を提出するときは、「施工体制確認資料提出時」に読み替えるものとします。）に専任の担当技術者1名を追加して定め、契約時に専任で配置しなければなりません。

なお、追加する専任の担当技術者は、次の条件を満たしていることとします。

(ア) 低入札価格調査資料提出時において三重県公共工事共通仕様書に定める主任技術者としての資格を有していること。

(イ) 低入札価格調査資料提出時において3(3)イに定める競争参加資格要件のうち、主任技術者等に係る資格及び施工実績を有していること。

なお、特定建設工事共同企業体にあつては、代表者の主任技術者等に求める競争参加資格要件として

の資格及び施工実績を有していること。

(ウ) 低入札価格調査資料提出時において直接的かつ3月以上の恒常的な雇用関係を有すること。

(エ) 低入札価格調査資料提出時に配置できる状況にあること。

なお、工場製作期間があり現場が工場から現地へ移行する場合には、その時点で配置できる状況にあることとし、低入札価格調査の資料提出時に誓約書を提出すること。

イ 共同企業体における専任の担当技術者は1名とし、その者の所属は特定建設工事共同企業体の代表者又は構成員の別を問わないものとします。

ウ 専任の担当技術者は、現場代理人との兼務は認められないものとします。

エ 低入札価格調査資料提出時以降における専任の担当技術者の変更は、三重県公共工事共通仕様書に規定する監理技術者等の変更に関する取扱と同様とします。

(7) 技術者の配置

調査基準価格に満たない額で契約するときは、本工事に配置する主任技術者又は監理技術者と現場代理人との兼務はできません。

(8) 重点監督

調査基準価格に満たない額で契約するときは、三重県建設工事監督要領に基づく重点監督を適用します。

(9) 落札の失効

契約書の提出を定めた日までに落札者が契約書を提出しないときは、会計規程第168条の規定により、その落札者は契約締結の権利を失います。

(10) 契約の締結

落札決定後、会社更生法に基づく更生手続開始申立てがなされた場合、又は民事再生法に基づく再生手続開始申立てがなされた場合は、施工能力等（施工計画、資金計画等を含みます。）を判断し、落札決定を取り消すことができるものとします。

また、落札決定後、入札参加資格の制限又は三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領に基づく資格（指名）停止を受けた場合は、落札決定を取り消すことがあります。

なお、下記のいずれかに該当する事実を確認した場合は、落札決定を保留又は契約の締結を保留します。

ア 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領の別表第2-1「贈賄」に該当する容疑で強制捜査を受けたとき。

イ 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領の別表第2-2「独占禁止法違反行為」に該当する容疑で犯則調査を受けたとき。

ウ 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領の別表第2-3「競売入札妨害又は談合」に該当する容疑で強制捜査を受けたとき。

(11) 契約後VE方式工事

契約締結後、受注者は、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、発注者に提案することができます。

提案が適正と認められた場合は、設計図書を変更し、必要と認められるときは請負代金額の変更を行うものとします。詳細は特記仕様書によります。

(12) 支払条件

ア 前払の割合

契約金額の10分の4以内の額とします。ただし、三重県企業庁建設工事請負代金毎月部分払実施要領第3条で定める毎月部分払の対象となった場合における前払金の支払については、契約時に10分の1の額を支払い、その後は出来高に応じて分割払するものとします。

イ 部分払の割合及び回数

部分払の割合は、会計規程第62条の規定による範囲内とし、回数は次のとおりとします。ただし、三重県企業庁建設工事請負代金毎月部分払実施要領第3条で定める毎月部分払の対象となった場合は、同要領第4条に定める回数以内とします。

(ア) 契約金額5千万円未満のもの 1回以内

(イ) 契約金額5千万円以上1億円未満のもの 2回以内

(ウ) 契約金額1億円以上2億円未満のもの 3回以内

(エ) 契約金額2億円以上のもの 3回に契約金額の1億円を超える金額が1億円を増すごとに1回を加えた回数以内

## (13) 変更契約

契約後の設計変更の際には、当初の請負比率で変更請負額を算定します。

## (14) 工事实態調査

三重県企業庁低入札価格調査マニュアルに規定する「重点調査」又は「重点調査（施工体制確認資料提出なし）」を経て契約した場合は、工事实態調査に協力しなければなりません。

なお、工事实態調査に協力しない場合は、不誠実な行為とみなし三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領に基づく資格（指名）停止を行うことがあります。

## (15) 入札の中止等

天災その他やむを得ない事由により入札を公正に執行できないと認められたときは、入札を延期又は中止することがあります。

また、入札者が1者だけの場合は、入札を中止することがあります。

なお、上記の場合における費用は、入札者の負担とします。

## (16) 苦情申立て

参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、発注機関の長に対して苦情申立てを行うことができます。

なお、政府調達に関する協定違反と判断される調達に関する苦情申立ては、「政府調達に関する苦情の処理手続（平成26年三重県告示第292号）」に基づき、三重県政府調達苦情検討委員会（連絡先：出納局出納総務課（三重県政府調達苦情検討委員会事務局）、電話 059-224-2771）に行うことができます。

本件調達手続において、政府調達協定に係る苦情の申立てがあり、三重県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがあります。

## (17) 火災保険付保険の要否

否

## (18) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

## (19) 契約書作成の要否

要

## (20) 本工事に直接関連する他の工事の請負契約を本工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無

無

## (21) 入札時に様式第3-1号（配置予定の主任技術者等の資格・施工実績）を提出している場合において、落札者は、当該様式に記載した技術者を契約時に配置しなければなりません。

なお、契約時に配置できない場合は、不誠実な行為とみなし三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領に基づく資格（指名）停止を行うことがあります。

## (22) 落札者は、3(2)イの基準を満たし、かつ、技術資料により届け出た技術者を契約時に配置しなければなりません。

なお、契約時に配置できない場合は、不誠実な行為とみなし三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領に基づく資格（指名）停止を行うことがあります。

## (23) 申請書又は提出書類に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領に基づく資格（指名）停止を行うことがあります。

## (24) 本入札及び契約後において、不誠実な行為に対しては適切な措置を講じます。

なお、落札者が締結する下請契約の相手方について、著しく不相当と認められる下請負人があるときは、建設業法第23条第1項の請求を行う場合があります。

## (25) 本公告に関する問い合わせ先

〒510-0075

三重県四日市市安島2丁目7-15

三重県企業庁北勢水道事務所総務管理部経営管理課

電話 059-351-1561

## 7 Summary

## (1) Subject matter of the contract:

Yamamura Water Purification Plant Earthquake Proofing Construction

## (2) Bid application and document submission deadline:

Submissions will be accepted from the day after this document is published until Friday, September 30, 2016 between 8:30am and 5:00pm, excluding holidays and between 12:00pm and 1:00pm.

The deadline for submissions will be at 3:00pm on Friday, September 30, 2016.

(3) Bid submission deadline:

Electronic Submissions: Electronic submissions will be accepted between 9:00am to 8:00pm on Friday, October 21, 2016 and between 8:00am to 9:50am on Monday, October 24, 2016.

Submitting Paperwork In Person: Submissions made in person will be accepted at 9:50am on Monday, October 24, 2016.

Postal Submissions: We will collect bids submitted by mail from the designated post office at 9:00am on Monday, October 24, 2016 so please make sure your bid arrives in time for collection.

(4) Contact point where tender documents are available:

2-7-15 Yasu-jima, Yokkaichi-city, Mie 510-0075, Japan

Hokusei Water Supply Office, Public Utilities Agency, Mie Prefectural Government

TEL 059-351-1561

(5) Managing authority:

2-7-15 Yasu-jima, Yokkaichi-city, Mie 510-0075, Japan

Hokusei Water Supply Office, Public Utilities Agency, Mie Prefectural Government

TEL 059-351-1561

(6) Applications must be made in Japanese.

次のとおり、一般競争入札を行いますので、三重県企業庁の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成7年三重県企業庁管理規程第9号）第5条の規定により、公告します。

平成28年9月9日

三重県企業庁長 松 本 利 治

1 入札に付する工事概要

(1) 工事番号及び工事名

平成28年度 四期改良 第400-分0005号

内径1200 耗配水管シールド工事（四期・羽津）

(2) 工事場所

四日市市大字羽津地内～四日市市大字羽津甲地内

(3) 工事概要

密閉型泥水式シールド工法（一次覆工）

施工延長（シールド延長） L=2,025.4m

鋼製セグメント外径φ2000

管布設工（二次覆工含みます。）

布設延長 S P φ1200 L=2,039.7m

立坑工 N=2箇所

附帯工 1式

仮設工 1式

(4) 工期

契約の日から1,340日間

(5) 使用する主要な資機材

泥水式シールド掘進機（防爆構造） 1.0台

鋼製セグメント（L=300～900mm、桁高75～100mm） 2,703リング

鋼管（φ1200、t=11.0～17.0mm） 2,040m

(6) 予定価格

2,864,995,920円（消費税及び地方消費税を含みます。）

2 入札方式に関する事項

(1) 施工体制確認型総合評価方式

本工事は、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）第3条に鑑み、三重県企業



庁総合評価方式実施要領第3条に該当することから、入札時に、価格と価格以外の要素を総合的に評価して、同要領第2条に定める品質確保のための施工体制、その他の施工体制の確保について審査を行い、落札者を決定する施工体制確認型総合評価方式の工事です。

なお、本工事の施工体制確認型総合評価方式は標準型です。

(2) 契約後VE方式

本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後VE方式の工事です。ただし、契約締結後の施工方法の提案については、総合評価方式に係る提案に当たるものを除きます。

(3) 競争参加資格事後審査方式

本工事は、競争参加資格のうち5(7)アの事前条件審査項目を入札前に審査し、5(7)イの参加資格事後審査項目を開札後に審査する事後審査方式の工事です。

(4) 低入札価格調査対象工事

本工事は、三重県企業庁会計規程（平成19年三重県企業庁管理規程第4号。以下「会計規程」といいます。）第163条で規定する低入札価格調査の対象工事です。

(5) 電子入札システム利用可能工事

ア 本工事の入札は、原則として書面で行いますが、電子入札システム利用登録者は、電子入札システムを利用できます。

イ 電子入札システムに障害等やむを得ない事情が生じた場合は、紙入札に変更することがあります。

ウ 電子入札に係る運用については、「三重県公共事業電子調達運用基準」によるものとします。

(6) 総合評価方式の技術資料の事後審査型

本工事は、総合評価方式の技術資料（様式6-1、6-2、7-1、7-2、8-1及び8-2を除きます。）について、開札後に落札候補者となった者のみ確認審査する総合評価方式の技術資料の事後審査型の工事です。

3 競争参加資格要件に関する事項

(1) 入札参加に関する事項

本工事の入札に参加できる者は、(2)による特定建設工事共同企業体とし、その構成員は競争参加資格確認申請書（特定建設工事共同企業体の結成に関する書類を含みます。以下「申請書」といいます。）の提出日から落札決定日までの期間中、次に掲げる条件を全て満たしている者としてします。ただし、ア、イ及びエについては、開札の時までに、また、ケについては、落札決定までに満たしていれば足りるものとします。

ア 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による土木一式工事の特定建設業者であること。

イ 建設業法第27条の23の規定による経営事項審査（以下「経営事項審査」といいます。）を受審し、かつ、有効期限内であること。

ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。

エ 三重県建設工事等入札参加資格者名簿に土木一式工事で登録されている者であること。

オ 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領による資格（指名）停止を受けている期間中でないこと。

カ 手形交換所により取引停止処分を受ける等経営状態が著しく不健全な者でないこと。

キ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始若しくは更生手続開始の申立がなされている場合又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始若しくは再生手続開始の申立がなされている場合にあっては、一般競争（指名競争）入札参加資格の再審査に係る認定を受けていること。

ク 本工事の設計業務の受託者又は受託者と資本若しくは人事面において関係がある建設業者でないこと。

本工事の設計業務の受託者又は受託者と資本若しくは人事面において関係がある建設業者とは、次に該当する者としてします。

(ア) 本工事の設計業務の受託者

株式会社日水コン

(イ) 受託者と資本若しくは人事面において関係がある建設業者に該当する者

a 本工事の設計業務の受託者の発行済株式総数の50%を超える株式を保有し、又はその出資の総額の50%を超える出資をしている建設業者

b 建設業者の代表権を有する役員が、当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者

ケ 三重県が賦課徴収する税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

コ 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務、及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定

による届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務のない者を除きます。）。

(2) 特定建設工事共同企業体の構成に関する事項

次に掲げる条件を全て満たしている者とします（ただし、エについては開札の時までに満たしていれば足りません。）。

ア 特定建設工事共同企業体の構成員数は3者であること。

イ 特定建設工事共同企業体の構成員の出資比率は、20%以上であること。

ウ 特定建設工事共同企業体の代表者となる構成員は、構成員のうちで出資比率が最大の者であること。

エ 特定建設工事共同企業体の構成員は次の要件を満たす者であること。

(ア) 特定建設工事共同企業体の代表者となる者

経営事項審査結果の土木一式工事の総合評定値（審査基準日は、平成26年10月1日から平成27年9月30日までの間とします。ただし、この期間に審査を受けていない者にあつては、直近のものでも可能とします。また、合併、分割及び建設業の譲受（以下「合併等」といいます。）を行った法人で、「建設業者の合併に係る建設業法上の事務取扱いの円滑化等について（平成20年国総建第309号）、建設業者の会社分割に係る建設業法上の事務取扱いの円滑化等について（平成20年国総建第313号）及び建設業の譲渡に係る建設業法上の事務取扱いの円滑化等について（平成20年国総建第311号）」の規定に基づく経営事項審査を受審したものにあっては、当該通知に定める合併等の期日のものとします。以下同じとします。）が、1,200点以上の者であること。

(イ) 特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員1となる者

経営事項審査結果の土木一式工事の総合評定値が、930点以上の者であること。

(ウ) 特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員2となる者

経営事項審査結果の土木一式工事の総合評定値が、820点以上の者であること。

(3) 同種工事の施工実績及び配置予定技術者に関する事項

ア 特定建設工事共同企業体の代表者となる者は、単独又は共同企業体の構成員（出資比率が20%以上のものに限ります。以下同じとします。）である元請けとして、平成13年度以降に完成し、かつ、引渡しが済んでいる本工事と同種工事Aの施工実績を資料提出日において有すること。

「本工事と同種工事A」とは、シールド工事をいいます。（以下「同種工事A」といいます。）

なお、効力を有する政府調達に関する協定を適用している国及び地域並びに我が国に対して建設市場が開放的であると認められる国及び地域以外の国又は地域（以下「協定非適用国等」といいます。）に主たる営業所を有する建設業者にあつては、我が国における同種工事Aの施工実績とします（以下同種工事Aについて同じとします。）。

イ 特定建設工事共同企業体の各構成員は、本工事に建設業法第26条及び同法施行令（昭和31年政令第273号）第27条の規定による主任技術者又は監理技術者であつて、次の基準を満たす者を開札日に配置できる状況にあること。

なお、配置予定技術者が入札時に他の工事に従事している場合において、開札日に配置できる状況にあることとは、開札日の前日までにその工事の契約工期末日が到来している又は完成検査による契約の履行を確認していることをいいます。

(ア) 建設業法の規定に基づく土木施工管理に関する1級の技術検定に合格した者又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次の者をいいます。

a 建設業法の規定に基づく建設機械施工に関する1級の技術検定に合格した者

b 技術士法（昭和58年法律第25号）による第2次試験のうち技術部門を建設部門、農業部門（選択科目を「農業土木」とするものに限る。）、森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）、水産部門（選択科目を「水産土木」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を「建設部門に係るもの」、「農業土木」、「森林土木」又は「水産土木」とするものに限る。）とするものに合格した者

c a又はbと同等以上の資格を有すると国土交通大臣が認定した者

(イ) 特定建設工事共同企業体の代表者が配置する主任技術者又は監理技術者は、単独又は共同企業体の構成員である元請けとして、平成13年度以降に完成し、かつ、引渡しが済んでいる本工事と同種工事Bの施工実績（「主任技術者又は監理技術者」若しくは「現場代理人」としての実績）を資料提出日において有すること。

「本工事と同種工事B」とは、契約金額8千万円以上の土木一式工事（以下「同種工事B」といいます。）をいいます。

「主任技術者又は監理技術者」としての実績とは、対象となる工事の契約日から完成日までの期間において、完成日を含む2分の1以上の連続した期間に従事した実績をいい、「現場代理人」としての実績とは、平成16年4月1日以降の公共機関等発注工事において、その工事の主任技術者として求められていた資格を有し、かつ、全工事期間中、工事に従事した現場代理人（一般財団法人日本建設情報センターの「コリンズ・テクリス」（以下「コリンズ・テクリス」といいます。）に登録されていた者に限ります。）としての実績をいいます。

なお、我が国以外における施工実績である場合は、主任技術者又は監理技術者と同等の技術者（工事施工の技術上の管理をつかさどるものとして従事した技術者）として従事した実績であれば施工実績を有しているものとみなします。

また、協定非適用国等に主たる営業所を有する建設業者にあつては、我が国における同種工事Bの施工実績とします。（以下同種工事Bについて同じとします。）

(ウ) 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有すること。

(エ) 本工事の申請書の受付最終日以前に3月以上の恒常的な雇用関係にあること。ただし、合併、営業譲渡若しくは会社分割による所属企業の変更があった場合又は緊急の必要その他やむを得ない事情がある場合には、3月に満たないときであっても恒常的な雇用関係にあるものとみなします。

#### (4) 総合評価方式に係る提案に関する事項

総合評価方式に係る全ての評価項目について提案を行うこと。提案のない場合又は評価において参加資格がないと認められた場合は入札に参加できません。ただし、提案が認められずに標準案（設計図書に基づく仕様をいいます。以下同じとします。）での施工となった場合は入札に参加できるものとします。

なお、提案において事実と異なる記載若しくは事実と異なる発言を意図的に行うことにより評価を得ようとしたことが認められたとき又は提案内容が他の入札参加者と酷似している等適正に作成されたと認められないときは、その者の入札は無効とします。この場合、併せて不正・不誠実な行為とみなすことがあります。

### 4 施工体制確認型総合評価方式に関する事項

#### (1) 施工体制確認型総合評価方式の仕組み

本工事の施工体制確認型総合評価方式は、標準点（設計図書に基づく仕様で、評価点を加算する前の状態）に加算点（入札参加者の要件及び提案内容に応じて付与する点数）を加え、入札価格で除した数値（以下「評価値」といいます。）の最も高い者を落札者とする方式とします。

評価値＝（標準点＋加算点）÷入札価格

ただし、三重県企業庁低入札価格調査実施要領第3条により算出した額（以下「調査基準価格」といいます。）を下回る入札（以下「低入札」といいます。）を行った入札参加者（以下「低入札者」といいます。）であつて、入札時、三重県総合評価方式の運用ガイドラインに定める施工体制審査意向確認書を提出した者には、三重県企業庁総合評価方式実施要領第2条に定める施工体制確認審査を行います。施工体制確認審査の結果、各審査項目に関する体制が全て構築されると認められない場合には、三重県企業庁施工体制確認審査マニュアル（以下「施工体制審査マニュアル」といいます。）4(4)に該当することから、その者の入札は失格とします。

なお、施工体制審査意向確認書を提出していない場合は、次の算出式により評価値を補正します。

評価値＝（標準点＋加算点）÷入札価格 ×（入札価格÷調査基準価格）

#### (2) 入札の評価に関する基準

評価項目、評価基準及び得点配分は「標準型総合評価方式評価項目一覧」によります。

#### (3) 評価方法及び落札者の決定方法

入札参加者の要件及び提案による評価項目を評価し、標準点及び加算点を付与し、次の条件を満たす入札を行った者であつて、(1)の方法で算出した評価値の最も高い者を落札者とします。

ア 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

イ 提案内容が発注者の設定する標準案を全て満たしていること。

ウ 評価値が最低限の要求要件である標準点を予定価格で除した数値を下回っていないこと。

(4) (3)において、落札者となるべき評価値の最も高い者が2人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定します。

(5) 提案が認められなかった評価項目については、標準案による施工を行うものとします。

- (6) 落札者の提案内容（性能等）については、その履行を確保し、評価内容を担保するために契約書に提案内容を記載するとともに、監督・検査により提案内容の履行の確認を行います。
- (7) 施工体制確認審査のための施工体制確認資料（以下「施工体制確認資料」といいます。）に記載された事項については、監督・検査により履行の確認を行います。
- (8) 受注者の責による提案内容（性能等）の不履行が認められた場合は再度の施工等を求めますが、再度の施工等が困難なときは、工事完成日の次年度に入札の公告が行われる総合評価方式の評価において、評価点の減点を行います。
- (9) 施工体制確認資料に記載された事項について、不履行が認められた場合には、工事完成日の次年度に入札の公告が行われる総合評価方式の評価において、評価点の減点を行います。
- (10) 発注者が設定している標準案の不履行が認められた場合は、再度の施工を求めます。
- (11) 技術資料の受領後の差替又は追加は認めません。ただし、総合評価方式の技術資料の事後審査型において、競争入札参加申請時に提出された技術資料（確認資料を含みます。）の内容が確認できない場合は、落札候補者に対して確認資料の追加（以下「追加提出」といいます。）を求めることがあります（技術資料（確認資料を含みます。）の差替は認められません。）。
- また、追加提出については追加提出の意思確認がとれ、発注機関が指示した提出期限までに追加提出がされた場合のみ認めるものとします。
- なお、競争入札審査会で追加提出を必要と認めた場合は、上記にかかわらず追加提出を求めることがあります。
- この場合においては、午前9時から午後5時までの時間内に会社では連絡がとれない等で別の連絡先への連絡を希望する場合は、希望する連絡先を明記したものを入札時に添付しなければなりません。
- (12) 施工体制確認資料の受領後の差替又は追加は認めません。なお、発注機関の長が必要と判断した場合には、追加資料を求めることがあります。
- (13) 提出された技術資料及びこれに付随する資料は、本工事の競争参加資格の確認等、本公告に記載する用途以外は、無断で他の資料として使用しません。
- (14) 次に該当する技術資料は加点対象としません。
- ア 提案内容が不明なもの
  - イ 著しく具体性を欠くもの
  - ウ 施工の確実性又は安全性を欠くもの
  - エ 「技術資料作成上の留意事項」の条件が守られていないもの

## 5 入札手続等

### (1) 入札説明書の配布

入札説明書の配布は、次のとおりとします。

なお、三重県入札情報サービスのホームページからもダウンロードできます。  
三重県入札情報サービス（三重県電子調達システム）のホームページアドレス  
<http://www.pref.mie.lg.jp/ebid-mie/>

#### ア 配布期間

公告日から平成28年10月28日（金）までの午前9時から午後5時までとします。ただし、三重県の休日（以下「休日」といいます。）及び正午から午後1時までの間を除きます。

#### イ 配布場所

〒510-0075  
三重県四日市市安島2丁目7-15  
三重県企業庁北勢水道事務所総務管理部経営管理課  
電話 059-351-1561

#### ウ 費用

入札説明書は無料です。

### (2) 設計図面及び仕様書の閲覧等

ア 設計図面及び仕様書（以下「設計図書等」といいます。）は、次のとおり閲覧に供します。

なお、一部の資料については、三重県入札情報サービスのホームページからもダウンロードできます。  
三重県入札情報サービス（三重県電子調達システム）のホームページアドレス

<http://www.pref.mie.lg.jp/ebid-mie/>

(ア) 閲覧期間

5(1)アと同じです。

(イ) 閲覧場所

5(1)イと同じです。

イ 設計図書等の複写を希望する者は、上記の閲覧場所まで連絡し、指示に従ってください。

(3) 当該入札に対する質問がある場合は、次のとおり提出するものとします。

なお、電話・口頭等では受け付けません。

ア 参加資格・技術資料に係る質問書の提出

(ア) 提出期間

公告日の翌日から平成28年9月26日(月)までの午前8時30分から午後5時までとします。ただし、持参の場合は、休日及び正午から午後1時までの間を除きます。

なお、最終日は午後4時までとします。

また、電子入札システムによる提出期間は、公告の翌日から平成28年9月26日(月)までの午前8時から午後8時までとします。ただし、メンテナンス日を除き、公告日の翌日は午前8時30分から、平成28年9月26日(月)は午後4時までとします。

(イ) 提出場所

〒510-0075

三重県四日市市安島2丁目7-15

三重県企業庁北勢水道事務所総務管理部経営管理課

電話 059-351-1561

ファクシミリ 059-351-1566

電子メール [suidoh@pref.mie.jp](mailto:suidoh@pref.mie.jp)

(ウ) 提出方法

電子入札システムによる提出、持参、電送(ファクシミリ)又は電子メールにて受け付けますが、持参の場合以外は必ず電話により着信の確認をしてください。

なお、着信の確認は、午前8時30分から午後5時までにを行うものとします。ただし、休日及び正午から午後1時までの間を除きます。

イ 参加資格・技術資料に係る質問書に対する回答

(ア) 回答方法

閲覧に供することにより回答します。

(イ) 閲覧期間

質問書提出期限日の遅くとも2日後から平成28年10月28日(金)までの終日とします。ただし、メンテナンス日を除きます。また、閲覧開始日は掲載時間からとします。

(ウ) 閲覧場所

三重県入札情報サービスのホームページに掲載します。

ウ 設計図書等に係る質問書の提出

(ア) 提出期間

公告日の翌日から平成28年10月21日(金)までの午前8時30分から午後5時までとします。ただし、持参の場合は、休日及び正午から午後1時までの間を除きます。

なお、最終日は午後4時までとします。

また、電子入札システムによる提出期間は、公告日の翌日から平成28年10月21日(金)までの午前8時から午後8時までとします。ただし、メンテナンス日を除き、公告日の翌日は午前8時30分から、平成28年10月21日(金)は午後4時までとします。

(イ) 提出場所

〒510-0075

三重県四日市市安島2丁目7-15

三重県企業庁北勢水道事務所総務管理部経営管理課

電話 059-351-1561

ファクシミリ 059-351-1566

電子メール suidoh@pref.mie.jp

(ウ) 提出方法

電子入札システムによる提出、持参、電送（ファクシミリ）又は電子メールにて受け付けますが、持参の場合以外は必ず電話により着信の確認をしてください。

なお、着信の確認は、午前 8 時 30 分から午後 5 時までに行うものとします。ただし、休日及び正午から午後 1 時までの間を除きます。

エ 設計図書等に係る質問書に対する回答

(ア) 回答方法

閲覧に供することにより回答します。

(イ) 閲覧期間

質問書提出期限日の遅くとも 2 日後から平成 28 年 10 月 28 日（金）までの終日とします。ただし、メンテナンス日を除きます。また、閲覧開始日は掲載時間からとします。

(ウ) 閲覧場所

三重県入札情報サービスのホームページに掲載します。

(4) 申請書の提出

ア 電子入札システムにより参加する場合

入札参加希望者は、特定建設工事共同企業体を自主的に結成し、「使用電子証明書届（特定 J V 用）」及び「三重県建設工事に係る共同企業体取扱要綱第 21 条に定める書類」を、次の(ア)により提出して特定建設工事共同企業体としての業者コードの指定を受けてください。その後、(イ)により「紙等資料提出通知書」を電子入札システムにより提出し、併せて(ウ)により「技術資料届出書」並びに「技術資料」及びこれに付随する添付資料を紙媒体による持参にて提出してください。これらの提出書類により競争参加資格の確認を行います。

なお、(ア)、(イ)及び(ウ)の提出期間にこれらの書類を提出しない者は入札に参加できません。

また、開札後に競争参加資格がないと認められた者の入札は無効となります。

(ア) 特定建設工事共同企業体の業者コードの指定に係る資料

a 提出書類

(a) 使用電子証明書届（特定 J V 用）

(b) 三重県建設工事に係る共同企業体取扱要綱第 21 条に定める書類

- ・ 特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書（様式第 4）
- ・ 特定建設工事共同企業体協定書（様式第 5）の写し
- ・ 使用印鑑届（様式第 3）
- ・ 委任状（様式第 6）（県外本店業者が委任先で参加する場合のみ）

なお、様式第 4 及び第 6 の宛先は「三重県企業庁長」としてください。

b 提出期間

公告日の翌日から平成 28 年 9 月 26 日（月）までの午前 8 時 30 分から午後 5 時までとします。ただし、休日及び正午から午後 1 時までの間を除きます。

なお、最終日は午後 3 時までとします。

郵送の場合、5(4)ア(ア)c 宛てで、書留郵便にて提出期間最終日までに必着で提出するものとします。

c 提出場所

〒510-0075

三重県四日市市安島 2 丁目 7-15

三重県企業庁北勢水道事務所総務管理部経営管理課

電話 059-351-1561

d 提出方法

紙媒体による持参又は郵送（書留郵便に限ります。）により提出してください。電送（ファクシミリ）又は電子メールによるものは受け付けません。この提出をもって電子入札システムでの入札参加申請時に必要な特定建設工事共同企業体としての業者コードが指定されます。

(イ) 紙資料提出に係る資料

a 提出書類

申請書及び三重県入札情報サービスの入札説明書に添付している「紙等資料提出通知書」

- b 提出期間  
公告日の翌日から平成28年9月30日(金)までの午前8時30分から午後5時までとします。ただし、休日及び正午から午後1時の間を除きます。  
なお、最終日は午後3時までとします。
- c 提出方法  
(ア)により特定建設工事共同企業体の業者コードを取得後、電子入札システムにて参加申請する際に、紙等資料提出通知書を添付ファイルとして提出してください。  
なお、電子入札システムにおける競争参加資格確認申請書(システム画面)は、ファイルや紙資料での提出は不要です。
- (ウ) 総合評価方式に係る技術資料
- a 提出書類  
技術資料届出書(様式1)並びに技術資料(様式4から8-2及び11)及びこれに付随する添付資料
- b 提出期間  
公告日の翌日から平成28年9月30日(金)までの午前8時30分から午後5時までとします。ただし、休日及び正午から午後1時までの間を除きます。  
なお、最終日は午後3時までとします。
- c 提出場所  
〒510-0075  
三重県四日市市安島2丁目7-15  
三重県企業庁北勢水道事務所総務管理部経営管理課  
電話 059-351-1561
- d 提出方法  
紙媒体による持参での提出のみとし、郵送、電送(ファクシミリ)又は電子メールによるものは受け付けません。
- イ 紙入札により参加する場合  
入札参加希望者は、特定建設工事共同企業体を自主的に結成し、「競争参加資格確認申請書(様式第1-1号)」、「技術資料届出書」、「技術資料」及びこれに付随する添付資料、並びに「三重県建設工事に係る共同企業体取扱要綱第21条に定める書類」を、次の(ア)から(エ)により提出してください。これらの提出書類により競争参加資格の確認を行います。  
なお、(イ)の提出期間にこれらの書類を提出しない者は入札に参加できません。  
また、開札後に競争参加資格がないと認められた者の入札は無効となります。
- (ア) 提出書類
- a 競争参加資格確認申請書(様式第1-1号)
- b 技術資料届出書(様式1)、技術資料(様式4から8-2及び11)及びこれに付随する添付資料
- c 三重県建設工事に係る共同企業体取扱要領第21条に定める書類
- ・特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書(様式第4)
  - ・特定建設工事共同企業体協定書(様式第5)の写し
  - ・使用印鑑届(様式第3)
  - ・委任状(様式第6)(県外本店業者が委任先で参加する場合のみ)
- なお、様式第4及び第6の宛先は「三重県企業庁長」としてください。
- (イ) 提出期間  
公告日の翌日から平成28年9月30日(金)までの午前8時30分から午後5時までとします。ただし、休日及び正午から午後1時までの間を除きます。  
なお、最終日は午後3時までとします。
- (ウ) 提出場所  
〒510-0075  
三重県四日市市安島2丁目7-15  
三重県企業庁北勢水道事務所総務管理部経営管理課  
電話 059-351-1561
- (エ) 提出方法

紙媒体による持参での提出のみとし、郵送、電送（ファクシミリ）又は電子メールによるものは受け付けません。

(5) 入札時に提出する書類

ア 工事費内訳書

(ア) 入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書の提出を求めます。提出のあった工事費内訳書が次のいずれかに該当する者の入札については、会計規程第162条第7号の規定により無効とします。また、提出した工事費内訳書の不明な点を説明できない者は失格とします。

- a 工事費内訳書を提出しないもの
- b 工事費内訳書の金額と入札額が一致していないもの
- c 一括値引き又は減額の項目が計上されているもの

(注) 端数処理を行う場合、千円以上の処理が確認されるものについては一括値引きとみなします。

- d 記載すべき項目が欠けているもの

(注) 記載すべき項目には、工事名、会社名及び代表者名を含みません（紙媒体による提出の場合を除きます。）。

- e その他不備があるもの

(イ) 工事費内訳書は、数量、単価、金額等を記載してください。

(ウ) 工事費内訳書は返却しません。

また、工事費内訳書の内容については、契約上の権利・義務を生じるものではありません。

(エ) 工事費内訳書の差替又は再提出は認めません。

イ 三重県企業庁低入札価格調査マニュアル重点調査様式1

入札する額に100分の108を乗じて得た額が予定価格の10分の7.5未満である場合には、三重県企業庁低入札価格調査実施要領第6条第3項に規定する「重点調査様式1」（総合評価方式において施工体制確認資料を提出する場合は、「施工体制重点調査様式1」）を提出してください。

ウ 同種工事の施工実績（様式第2-1号）（特定建設工事共同企業体の代表者のみ作成してください。）

3(3)アの同種工事Aの施工実績を記載し、記載した工事の施工実績を明確に証明できる書類の写しを提出してください。

なお、「工事の施工実績を明確に証明できる書類の写し等」とは、記載した工事が、コリンズ・テクリスに登録されている場合は、竣工登録された登録内容確認書（工事实績）の写しをいい、コリンズ・テクリスの登録が行われていない工事にあつては、契約書、仕様書、完成認定書等施工実績を明確に証明できるもの（完成したことが分かるもの）の写しをいいます（以下「工事の施工実績を明確に証明できる書類の写し等」に同じとします。）。

エ 配置予定の主任技術者等の資格・施工実績（様式第3-1号）（特定建設工事共同企業体の各構成員別に作成してください。）

(ア) 3(3)イの配置予定技術者の資格及び同種工事Bの施工実績を特定建設工事共同企業体の構成員ごとに記載し、記載した資格に係る資格者証及び記載した工事の施工実績を明確に証明できる書類の写し等を提出してください。

なお、同種工事Bの施工実績を求めない特定建設工事共同企業体構成員1及び2の配置予定技術者の施工実績の記載は不要です。

(イ) 配置予定技術者は、複数の技術者を記載することができます。ただし、様式第3-1号記載の配置予定技術者の差替又は追加は認めません。

(ウ) 同一の技術者を重複して複数工事の配置予定の技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置できなくなったときは、入札してはならず、申請書を提出している者は、直ちに資格喪失届を提出してください。他の工事を落札したにもかかわらず入札をした場合は、三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領に基づく資格（指名）停止を行うことがあります。

(エ) 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証の写しを添付してください。

(オ) 配置する主任技術者又は監理技術者が専任を要する場合は、当該技術者が本件の申請書の受付最終日以前に3月以上の恒常的な雇用関係にあることを証する書類（監理技術者資格者証の写し、事業所名と雇用期間が明記されている健康保険被保険者証等の写し、又は監理技術者資格者証を保有せず後期高齢者医療制度の適用を受けている者にあつては技術者雇用確認書等）を添付してください。

(カ) 配置予定技術者が、他の工事に従事している場合において開札日に配置できる状況にあるときは、あ



わせて誓約書を提出してください。

オ 施工体制審査意向確認書

開札時において低入札となったとき、施工体制確認審査を受ける意思のある入札参加者は、三重県総合評価方式の運用ガイドラインに定める施工体制審査意向確認書（様式第4）を提出してください。

カ 納税確認書及び納税証明書（全ての構成員が提出してください。）

次の(ア)又は(イ)による納税確認書及び納税証明書の写しを提出してください。ただし、納税確認書及び納税証明書の写しの提出日から前6月以内に発行されたものに限りします。

(ア) 県内に本店を有する事業者

a 所管県税事務所が発行する全ての県税の納税確認書（無料）

b 所轄税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書（その3 未納税額のないこと用）（有料）

(イ) 県外に本店を有する事業者

a 所管県税事務所が発行する全ての県税の納税確認書（無料）※県内に営業所等を有する場合のみ

b 所轄税務署が発行する本店分に係る消費税及び地方消費税の納税証明書（その3 未納税額のないこと用）（有料）

(6) 入札書提出時における添付書類の提出方法

ア 電子入札システムにより参加する場合

(ア) 提出期間

5(14)アの電子入札システムによる入札書受付期間と同様とします。

(イ) 提出方法

電子入札システムによる提出とします。なお、電子入札システムでの提出が困難な場合は、紙等資料提出通知書を電子入札システムで提出し、紙媒体を、公告日、案件名及び業者名並びに「入札時に提出する書類在中」を明記した封筒に入れ封印及び割印をした上で入札書受付期間内に持参により提出するものとします。

なお、この場合の提出場所は、次の紙入札により参加する場合の提出場所と同様です。

イ 紙入札により参加する場合

(ア) 提出期間

5(14)イ(ア)の持参による入札受付期間又は5(14)ウ(ア)の郵送による入札書受領期限と同様とします。

(イ) 提出場所

〒510-0075

三重県四日市市安島2丁目7-15

三重県企業庁北勢水道事務所総務管理部経営管理課

電話 059-351-1561

(ウ) 提出方法

紙媒体による持参又は郵送（書留郵便に限りします。）での提出のみとし、電送（ファクシミリ）又は電子メールによるものは受け付けません。

なお、紙媒体を公告日、案件名及び業者名並びに「入札時に提出する書類在中」を明記した封筒に入れ封印及び割印をした上で提出してください。

ただし、工事費内訳書の提出方法については、持参での提出の場合は、(14)イ(ウ)による入札書の提出方法に記載のとおりとし、郵送での提出の場合は、(14)ウに記載のとおりとします。

(7) 競争参加資格の確認項目

競争参加資格の確認については、入札前の事前条件審査及び開札後の参加資格事後審査を実施することとし、確認する項目は次のとおりとします。ただし、参加資格事後審査については落札候補者のみ実施することとします。

なお、くじになった場合にあつては、くじの当選者を落札候補者とします。

ア 事前条件審査項目

3(1)、3(2)及び3(4)に係る事項

なお、3(1)ア、イ及びエ並びに3(2)エについては、開札の時までに、また、3(1)ケについては、落札決定日までに満たしていれば足りません。

イ 参加資格事後審査項目

3(3)アの同種工事Aの施工実績、3(3)イの配置予定の主任技術者等の資格、同種工事Bの施工実績等を含む全ての競争参加資格に関する項目

(8) 競争参加資格確認結果の通知

競争参加資格の確認結果は、次に記載する日までに通知する予定です。ただし、参加資格事後審査結果については、落札候補者の参加資格がないと認めた場合のみ通知します。

ア 事前条件審査結果

平成28年10月14日(金)

イ 参加資格事後審査結果

平成28年11月7日(月)

なお、競争参加資格事前条件確認の通知を受けた者が、落札決定日までに競争参加資格を満たさなくなった場合は、競争参加資格を取り消します。

(9) 競争参加資格確認申請に係る注意事項

ア 申請書及び提出書類の作成に係る費用は、申請者の負担とします。

イ 提出された書類は返却しません。

ウ 参加資格事後審査項目に係る提出書類について、参加資格事後審査時にその内容確認ができない場合は、追加資料の提出又は再提出(以下「追加提出等」といいます。)を求めることがあります。ただし、追加提出等については開札日の午後5時までに追加提出等の意思確認がとれ、発注機関が指示した提出期限までに追加提出等がされた場合のみ認めるものとします。

また、競争入札審査会で追加提出等を必要と認めた場合は、上記にかかわらず追加提出等を求めることがあります。

なお、上記の時間内に会社では連絡がとれない等で別の連絡先への連絡を希望する場合は、希望する連絡先を明記したものを入札時に添付しなければなりません。

落札候補者が提出する技術資料(確認資料を含みます。)の追加提出については、4(11)によります。

(10) 競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

競争参加資格がないと認められた者は、競争参加資格がないと認めた理由について、次のとおり説明を求めることができます。

ア 請求方法

説明を求める旨を記載した書面を提出して行うものとします。

なお、書面(様式は自由)は持参するものとします。

イ 提出期間

競争参加資格がないと認められた場合の通知日の翌日からその日を起算日として2日以内の午前8時30分から午後5時までとします。ただし、休日及び正午から午後1時までの間を除きます。

ウ 提出場所

〒510-0075

三重県四日市市安島2丁目7-15

三重県企業庁北勢水道事務所総務管理部経営管理課

電話 059-351-1561

エ 回答方法

説明を求めた者に対し、説明を求められることができる期限の日の翌日から起算して5日以内(休日を除きます。)に書面により回答します。

(11) 技術資料のヒアリング

ア 提出された技術資料に対するヒアリングを行います。

ヒアリングは平成28年10月28日(金)の開催を予定していますが、詳細については別途通知を確認してください。

イ ヒアリングは原則として特定建設工事共同企業体の代表者の配置予定の主任技術者(監理技術者)に対して行います。

(12) 提案に関する採否の通知等

提案に関する採否については、提案内容が適正かどうかをヒアリング時に確認し、その場で決定します。

なお、提案が適正と認められた場合は、当該提案に基づく入札を行うものとします。

また、提案が適正と認められない項目を標準案に基づいて施工する場合は、標準案に基づく入札を行うも

のとします。

総合評価方式の技術資料の確認審査において、開札後に落札候補者となり、事後審査の結果、評価値の下方修正により落札者とならなかった者には書面により通知します。

(13) 入札方法

入札に当たっては、別に配布する入札心得によります。

(14) 入札書提出の日時及び場所

ア 電子入札による入札の場合

入札書受付期間は、平成28年10月28日（金）午前9時から午後8時まで及び同月31日（月）午前8時から午前9時50分までとします。

イ 紙媒体による持参の場合

(ア) 入札書受付期間

平成28年10月31日（月）午前9時50分に(イ)において入札書を提出してください。

(イ) 入札書提出場所

〒510-0075

三重県四日市市安島2丁目7-15

三重県企業庁北勢水道事務所総務管理部経営管理課

電話 059-351-1561

(ウ) 入札書の提出方法

入札書及び工事費内訳書を公告日、案件名及び業者名並びに「入札書在中」を明記した封筒に入れ封印及び割印をした上で提出してください。

(エ) その他

本工事に係る競争参加資格事前条件確認通知書（写しも可）を提示してください。

ウ 郵送による入札の場合

(ア) 入札書受領期限

平成28年10月31日（月）午前9時に(ウ)で指定する郵便局において局留めで届いた入札書を回収するので、その時刻までに指定する郵便局に届くように郵送してください。

なお、入札書及び工事費内訳書を郵送する場合は、平成28年10月28日（金）午後5時までに三重県企業庁北勢水道事務所総務管理部経営管理課（電話 059-351-1561）まで電話により連絡してください。

(イ) 入札書提出場所

入札書受領期限までに書留郵便により、(ア)で指定する期限までに(ウ)で指定する郵便局に届くように郵送してください。

(ウ) 指定する郵便局

四日市郵便局

(エ) 入札書の提出方法

入札書及び工事費内訳書を封筒に入れ、次の項目をその封筒に明記し封印及び割印をした上で、郵送してください。

封筒に記載する項目

〒510-8799

住 所 三重県四日市市沖の島町4-9

あて先 四日市郵便局留め

受取人 三重県企業庁北勢水道事務所 総務管理部経営管理課

案件名 1(1)の「工事番号及び工事名」

業者名 (例) ○○株式会社

提出書類名 「入札書在中」

(オ) その他

本工事に係る競争参加資格事前条件確認通知書の写しを同封してください。

(15) 開札の日時及び場所

ア 開札日時

平成28年10月31日（月）午前10時

## イ 開札場所

〒510-0075

三重県四日市市安島 2 丁目 7-15

三重県企業庁北勢水道事務所総務管理部経営管理課

電話 059-351-1561

## ウ その他

開札の結果、評価値が最も高い者が 2 人以上ある場合は、くじ引きを行います。くじの対象者全員が電子入札システムによる参加者である場合又は紙入札による参加者で開札に立ち会っている者の場合は、電子くじによるくじ引きを実施します。この場合、開札に立ち会っている紙入札による参加者は、開札場所において電子入札システムへくじ番号の入力を行うこととします。

なお、開札に立ち会っていないくじ対象者がいる場合には、くじ引きを実施する旨と対象者名、入札金額、実施日時及び実施場所を当該案件の入札者全員に通知した上で、後日くじ引きを行います。

また、くじにより落札候補者となった者が競争参加資格事後審査により参加資格がないと認められた場合は、再度別途指定する日にくじを行うことがあります。

## (16) 施工体制確認審査

開札時に、低入札者が施工体制審査意向確認書を提出している場合は入札を保留し、低入札者に対して施工体制確認審査を行います。

## ア 低入札者への連絡

予定した開札日の午後 5 時まで、当該入札を保留したことを三重県入札情報サービスにより公開し、施工体制審査意向確認書を提出している低入札者へは、施工体制審査マニュアルで定める施工体制確認資料の提出を求める旨の連絡を行います。

## イ 施工体制確認資料の提出

施工体制確認資料の提出を求める旨の連絡を受けた低入札者は、開札日の翌日（休日を除きます。）午後 5 時まで、施工体制確認資料を紙媒体により提出してください。

## ウ 基礎要件の審査

施工体制審査マニュアル別紙 3「施工体制確認に係る審査基礎要件」の(3)、(4)のいずれかに該当する場合は、施工体制が確保されると認められないため、確認審査及びヒアリングは実施せず、書面によりその旨を通知します。

なお、この場合その者の入札は失格とします。

## エ 施工体制確認のためのヒアリング

提出された施工体制確認資料を基にヒアリングを行います。ヒアリングの実施日等については、後日通知します。ヒアリングの出席者は、当該工事に配置を予定している主任技術者又は監理技術者等を含め 3 名以内とします。

オ 施工体制確認資料を提出しない等、施工体制確認審査マニュアルに基づく審査に協力しない場合は、不誠実な行為とみなし三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領に基づく資格（指名）停止を行うことがあります。

## 6 その他

## (1) 入札保証金及び契約保証金

## ア 入札保証金

入札保証金は、免除します。

## イ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の 100 分の 10 以上の額とします。ただし、会計規程第 166 条第 2 項に規定する担保及びその価値の提供をもって、契約保証金の納付に代えることができます。

(ア) 下記のいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付を免除します。

a 会計規程第 166 条第 4 項第 1 号の規定による履行保証保険契約に係る保険証券の提出がされたとき。

b 三重県建設工事執行規則（昭和 39 年三重県規則第 16 号。以下「執行規則」といいます。）第 7 条第 1 項第 1 号の規定による工事履行保証委託契約を締結し公共工事履行保証証券を提出され、この提出により保険会社又は金融機関と県との間に工事履行保証契約が成立したとき。

(イ) 次のいずれかに該当する場合は、契約の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額は契約金

額の10分の3以上となります。

- a 特定建設工事共同企業体で契約金額が5億円以上のとき。
- b 会社更生法又は民事再生法に基づく更生手続開始等がなされ、一般競争（指名競争）入札参加資格の再審査に係る認定を受けているとき（裁判所が更生計画等認可を決定するまでの間に限ります。）。
- c 調査基準価格に満たない額で契約するとき。

## (2) 開札

- ア 電子入札又は郵送による参加者で希望する者は開札に立ち会うことができます。
- イ 紙入札による参加者がある場合は、入札執行職員の開札宣言後、紙媒体の入札書を開封してその内容を電子入札システムに登録し、その後に電子入札書の開札を行うものとします。
- ウ 紙媒体の持参による参加者は、紙媒体の入札書を5(14)イのとおり持参し、開札に立ち会うものとします。
- エ 紙媒体の持参による参加者がいない場合で、立会いを希望する参加者がいないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせるものとします。
- オ 三重県建設工事等談合対応マニュアルに該当する場合の開札手続については、当該マニュアルに基づくものとします。
- カ 電子入札又は郵送による参加者で開札の立会いを希望する者若しくは紙媒体の持参による参加者は、会場への入室時には、身分証明書を提示してください。ただし、会場の都合上、1 特定建設工事共同企業体当たりの立会い者は、3人までとします。

## (3) 入札の無効

本公告に示した競争入札に参加する資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札、会計規程第162条各号のいずれかに該当する入札並びに入札心得に示した無効の要件に該当した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合は、落札決定を取り消します。

なお、競争参加資格を確認された者であっても、申請書の提出日から落札決定日までの期間中に、三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領に基づく資格（指名）停止を受ける等、3の競争参加資格に関する事項に掲げる条件を満たしていない者は、競争に参加する資格のない者に該当します。

## (4) 落札者の決定

ア 4(3)及び(4)の方法で決定するものとします。ただし、落札者となるべき者の当該申込みに係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって発注者の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち、評価値が最も高い者を落札者とします。

イ 落札者を決定したときは、電子入札システムにより電子入札参加者に通知します。

また、紙入札による参加者に対しては、書面で通知します。

ウ 低入札が行われ、低入札者が落札候補者となった場合は、落札決定を保留し、三重県企業庁低入札価格調査実施要領に基づく調査後に落札者を決定するものとします。

なお、この場合、落札候補者は三重県企業庁低入札価格調査マニュアルに基づく調査資料（以下「低入札価格調査資料」といいます。）を指定された日時までに提出しなければなりません。

低入札価格調査資料を提出しない等、三重県企業庁低入札価格調査実施要領に基づく調査に協力しない場合は、不誠実な行為とみなし三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領に基づく資格（指名）停止を行うことがあります。

「三重県企業庁低入札価格調査実施要領」のホームページアドレス

<http://www.pref.mie.lg.jp/common/content/000621397.pdf>

エ 三重県建設工事等談合対応マニュアルに該当する場合は、原則として、落札決定を保留します。

また、発注者が必要と判断した場合は、落札決定を保留することがあります。

## (5) 請負代金毎月部分払

次のいずれかに該当する場合は、三重県企業庁建設工事請負代金毎月部分払実施要領に基づき、工事請負代金毎月部分払の対象となります。この場合にあっては、前払金を支払う限度額は契約金額の10分の4の額とし、支払時期については、契約時に10分の1の額を支払い、その後は出来高に応じて分割払するものとします。

また、落札者との協議の上、落札者の作成した工事費内訳書により出来高認定が必要と合意した場合は、工事費内訳書を当該契約書に添付するものとします。

ア 調査基準価格に満たない額で契約するとき。

イ 特定建設工事共同企業体又は経常建設共同企業体が行う工事で、契約期間中に当該構成員のいずれかが会社更生法又は民事再生法の適用を受け、かつ、請負契約書第 40 条の債務負担行為に係る契約の前金払の特例が、当該会社更生法又は民事再生法の適用を受けた次年度以降も引き続き行われる場合は、前払金を支払う限度額は翌会計年度の契約金額の 10 分の 4 の額とし、支払時期については、当該会計年度の出来高予定金額を超えたときに 10 分の 1 の額を支払い、その後は出来高に応じて分割払するものとします。

(6) 担当技術者の追加配置

ア 調査基準価格に満たない額で契約する場合は、建設業法上の主任技術者又は監理技術者のほかに、低入札価格調査資料提出時（ただし、施工体制確認資料を提出するときは、「施工体制確認資料提出時」に読み替えるものとします。）に専任の担当技術者 1 名を追加して定め、契約時に専任で配置しなければなりません。

なお、追加する専任の担当技術者は、次の条件を満たしていることとします。

(ア) 低入札価格調査資料提出時において三重県公共工事共通仕様書に定める主任技術者としての資格を有していること。

(イ) 低入札価格調査資料提出時において 3(3)イに定める競争参加資格要件のうち、主任技術者等に係る資格及び施工実績を有していること。

なお、特定建設工事共同企業体にあつては、代表者の主任技術者等に求める競争参加資格要件としての資格及び施工実績を有していること。

(ウ) 低入札価格調査資料提出時において直接的かつ 3 月以上の恒常的な雇用関係を有すること。

(エ) 低入札価格調査資料提出時に配置できる状況にあること。

なお、工場製作期間があり現場が工場から現地へ移行する場合には、その時点で配置できる状況にあることとし、低入札価格調査の資料提出時に誓約書を提出すること。

イ 共同企業体における専任の担当技術者は 1 名とし、その者の所属は特定建設工事共同企業体の代表者又は構成員の別を問わないものとします。

ウ 専任の担当技術者は、現場代理人との兼務は認められないものとします。

エ 低入札価格調査資料提出時以降における専任の担当技術者の変更は、三重県公共工事共通仕様書に規定する監理技術者等の変更に関する取扱と同様とします。

(7) 技術者の配置

調査基準価格に満たない額で契約するときは、本工事に配置する主任技術者又は監理技術者と現場代理人との兼務はできません。

(8) 重点監督

調査基準価格に満たない額で契約するときは、三重県建設工事監督要領に基づく重点監督を適用します。

(9) 落札の失効

契約書の提出を定めた日までに落札者が契約書を提出しないときは、会計規程第 168 条の規定により、その落札者は契約締結の権利を失います。

(10) 契約の締結

落札決定後、会社更生法に基づく更生手続開始申立てがなされた場合、又は民事再生法に基づく再生手続開始申立てがなされた場合は、施工能力等（施工計画、資金計画等を含みます。）を判断し、落札決定を取り消すことができるものとします。

また、落札決定後、入札参加資格の制限又は三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領に基づく資格（指名）停止を受けた場合は、落札決定を取り消すことがあります。

なお、下記のいずれかに該当する事実を確認した場合は、落札決定を保留又は契約の締結を保留します。

ア 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領の別表第 2-1「贈賄」に該当する容疑で強制捜査を受けたとき。

イ 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領の別表第 2-2「独占禁止法違反行為」に該当する容疑で犯則調査を受けたとき。

ウ 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領の別表第 2-3「競売入札妨害又は談合」に該当する容疑で強制捜査を受けたとき。

(11) 契約後 V E 方式工事

契約締結後、受注者は、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を

低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、発注者に提案することができます。

提案が適正と認められた場合は、設計図書を変更し、必要と認められるときは請負代金額の変更を行うものとします。詳細は特記仕様書によります。

(12) 支払条件

ア 前払の割合

契約金額の10分の4以内の額とします。ただし、三重県企業庁建設工事請負代金毎月部分払実施要領第3条で定める毎月部分払の対象となった場合における前払金の支払については、契約時に10分の1の額を支払い、その後は出来高に応じて分割払するものとします。

イ 部分払の割合及び回数

部分払の割合は、会計規程第62条の規定による範囲内とし、回数は次のとおりとします。ただし、三重県企業庁建設工事請負代金毎月部分払実施要領第3条で定める毎月部分払の対象となった場合は、同要領第4条に定める回数以内とします。

(ア) 契約金額5千万円未満のもの 1回以内

(イ) 契約金額5千万円以上1億円未満のもの 2回以内

(ウ) 契約金額1億円以上2億円未満のもの 3回以内

(エ) 契約金額2億円以上のもの 3回に契約金額の1億円を超える金額が1億円を増すごとに1回を加えた回数以内

(13) 変更契約

契約後の設計変更の際には、当初の請負比率で変更請負額を算定します。

(14) 工事実態調査

三重県企業庁低入札価格調査マニュアルに規定する「重点調査」又は「重点調査（施工体制確認資料提出なし）」を経て契約した場合は、工事実態調査に協力しなければなりません。

なお、工事実態調査に協力しない場合は、不誠実な行為とみなし三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領に基づく資格（指名）停止を行うことがあります。

(15) 入札の中止等

天災その他やむを得ない事由により入札を公正に執行できないと認められたときは、入札を延期又は中止することがあります。

また、入札者が1者だけの場合は、入札を中止することがあります。

なお、上記の場合における費用は、入札者の負担とします。

(16) 苦情申立て

参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、発注機関の長に対して苦情申立てを行うことができます。

なお、政府調達に関する協定違反と判断される調達に関する苦情申立ては、「政府調達に関する苦情の処理手続（平成26年三重県告示第292号）」に基づき、三重県政府調達苦情検討委員会（連絡先：出納局出納総務課（三重県政府調達苦情検討委員会事務局）、電話059-224-2771）に行うことができます。

本件調達手続において、政府調達協定に係る苦情の申立てがあり、三重県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがあります。

(17) 火災保険付保険の要否

否

(18) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(19) 契約書作成の要否

要

(20) 本工事に直接関連する他の工事の請負契約を本工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無

無

(21) 入札時に様式第3-1号（配置予定の主任技術者等の資格・施工実績）を提出している場合において、落札者は、当該様式に記載した技術者を契約時に配置しなければなりません。

なお、契約時に配置できない場合は、不誠実な行為とみなし三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領に基づく資格（指名）停止を行うことがあります。

(22) 落札者は、3(2)イの基準を満たし、かつ、技術資料により届け出た技術者を契約時に配置しなければなり

ません。

なお、契約時に配置できない場合は、不誠実な行為とみなし三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領に基づく資格（指名）停止を行うことがあります。

(23) 申請書又は提出書類に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領に基づく資格（指名）停止を行うことがあります。

(24) 本入札及び契約後において、不誠実な行為に対しては適切な措置を講じます。

なお、落札者が締結する下請契約の相手方について、著しく不適当と認められる下請負人があるときは、建設業法第23条第1項の請求を行う場合があります。

(25) 本公告に関する問い合わせ先

〒510-0075

三重県四日市市安島2丁目7-15

三重県企業庁北勢水道事務所総務管理部経営管理課

電話 059-351-1561

## 7 Summary

(1) Subject matter of the contract:

1200 millimeter internal diameter tunneling shield construction (4th stage, Hazu)

(2) Bid application and document submission deadline:

Submissions will be accepted from the day after this document is published until Friday, September 30, 2016 between 8:30am and 5:00pm, excluding holidays and between 12:00pm and 1:00pm.

The deadline for submissions will be at 3:00pm on Friday, September 30, 2016.

(3) Bid submission deadline:

Electronic Submissions: Electronic submissions will be accepted between 9:00am to 8:00pm on Friday, October 28, 2016 and between 8:00am and 9:50am on Monday, October 31, 2016.

Submitting Paperwork In Person: Submissions made in person will be accepted at 9:50am on Monday, October 31, 2016.

Postal Submissions: We will collect bids submitted by mail from the designated post office at 9:00am on Monday, October 31, 2016 so please make sure your bid arrives in time for collection.

(4) Contact point where tender documents are available:

2-7-15 Yasu-jima, Yokkaichi-city, Mie 510-0075, Japan

Hokusei Water Supply Office, Public Utilities Agency, Mie Prefectural Government

TEL 059-351-1561

(5) Managing authority:

2-7-15 Yasu-jima, Yokkaichi-city, Mie 510-0075, Japan

Hokusei Water Supply Office, Public Utilities Agency, Mie Prefectural Government

TEL 059-351-1561

(6) Applications must be made in Japanese.

次のとおり落札者を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第12条の規定により公告します。

平成28年9月9日

三重県教育委員会教育長 山口千代己

1	物品等の名称及び数量	【再掲】コンピュータネットワーク総合研修システムの賃貸借契約
2	担 当 部 局	津市大谷町12番地 三重県教育委員会事務局 研修企画・支援課
3	落 札 者 決 定 日	平成28年8月12日
4	落 札 者	愛知県名古屋市中区錦1丁目10番1号 富士通リース株式会社中部支店 支店長 相良 長典
5	落 札 金 額	入札価格 67,635,000円 契約金額 67,635,000円
6	決 定 手 続	一般競争入札



7 入 札 公 告 日 平成 28 年 6 月 28 日

---

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地  
三重県総務部法務・文書課  
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>

---